

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 9 月 会 議

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年 9 月 1 1 日 (水曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 2 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	1 0 番	石 川 諭 君
1 1 番	板 垣 正 人 君	1 2 番	大 西 智 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経 済 部 長	若 木 涉 君
洞爺総合 支 所 長	佐 野 大 次 君	経 済 部 長 次 長	篠 原 哲 也 君
洞爺総合 支 所 副 支 所 長	片 岸 昭 弘 君	総務課長	末 永 弘 幸 君
企画財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君	政 策 推 進 課 長	野 呂 圭 一 君

住民税務課長	宮	下	信	一	君	健康福祉課長	高	橋	憲	史	君	
子育て支援課長	原		美	夏	君	介護高齢課長	兼	村	憲	三	君	
観光振興課長	田	仁	孝	志	君	産業振興課長	仙	波	貴	樹	君	
生活環境課長	高	橋	謙	介	君	上下水道課長	宮	古	義	信	君	
地域振興課長	後	藤	和	郎	君	教育長	渋	川	賢	一	君	
教育指導 参与	山	本	惠	一	郎	君	教育推進課長	細	江	幸	恵	君
社会教育課長	角	田	隆	志	君	代表監査員	山	口	芳	行	君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木	勉	書記	阿部	はるか
庶務係	木村	暁美			

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、8番、大久保議員、9番、越前谷議員を指名いたします。

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第2、一般質問を行います。

今日は、4番、五十嵐議員から9番、越前谷議員までの4名を予定しております。

初めに、4番、五十嵐議員の質問を許します。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） おはようございます。4番、五十嵐でございます。

9月会議では通告に従いまして2件の質問をいたします。

まず1点目でございますが、労働力不足解消に向けた民間企業との協定について質問をさせていただきます。

8月21日の新聞の記事で、町と経済4団体が、人手不足解消に向け、隙間時間にアルバイトをしたい人と求人事業者をつなぐアプリを提供する民間企業との包括連携協定を結ばれたという記事が載っておりました。

またその後、議会の経済常任委員会の中でこの旨の説明がなされ、私もその説明された資料を拝見いたしました。取っかかりはそこだったのですが、確かにそういう契約が結ばれたと。民間の力を借りることは大変重要なことだとは認識はしておりましたが、6月に私はこの労働力不足の一般質問をさせていただいた経緯がございまして、そのことの延長の中でこういう提携につながったのだらうなと思いつつも、やっと動き出したのかなということで、その詳しく中身を知りたいということから今回一般質問をさせていただきました。

1番目の質問でございますが、6月会議で労働力不足に対する町独自の対策はないのかということ伺ったときに答弁がございまして、私もその辺をしっかりと確認をしないまま、この1番目の質問をしてしまったということなのですが、議事録を読み直してみましたら、どういう策をお持ちですかと伺って、答弁では、様々な業種において人手不足が深刻化している、このままでは地域経済が縮小し、生活に必要な様々なサービス低下を招き、結果として人口減少を加速させる要因になりかねない。このことから商工会からも働き手不足に対す

る支援が要望されていると。そこで人手不足対策や様々な働き方の推進に向けた取組を進めるため、働ける時間でスポットワークを希望する働き手と必要な時間に働いてほしい雇い手をスマートフォンアプリでマッチングするサービスを展開する事業者と商工会と連携した取組を検討しているという実は答弁をいただいておりますので、そういう観点から、この質問は愚問と言ったら変ですけれども、当たり前な質問をしてしまったのかなみたいに思ったりもしてちょっと反省もしているところなのですが、いずれにしても、中身についてやはりしっかり町民の皆さんにお伝えするという必要ですし、せっかくこの機会をいただきましたので、順次答弁をいただきたいと思います。

まず、1番目の対策の一つとして理解していかどうか、この件についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） まず、冒頭でございますが、五十嵐議員からございましたように、6月会議におきまして五十嵐議員から、社会的・経済的要因等により本町の産業の現況についてという質問がございました。結論から申しますと、今回の民間企業との連携につきましては、まさしく今、議員がご提案していただいたスキームを全体像としてまとめたところでございます。

その中で、農業関係者、そして観光関係者のほうからスポットワーク、いわゆる隙間時間について、こういったものがあるよということをヒアリング、聞き取りをいたしまして今回の提携の道筋をつくったところでございます。

細かいところについては、産業振興課長のほうからも再度答弁させていただきます。

以上です。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、先ほど質問の中でも議員おっしゃられましたとおり、先月20日に協定した締結につきましては、6月会議で答弁させていただいたとおりでございます。洞爺湖町では様々な業種において人手不足が深刻化してございまして、商工会からも働き手不足に対する支援を要望されていたところでございます。

こうしたことから、町では人手不足や様々な働き方の推進に向けた取組を進めるため、働ける時間でスポットワークを希望する働き手と必要な時間に働いてほしい雇い手をスマートフォンアプリでマッチングするサービスを展開する事業者、今回提携した先がタイミーということになりますが、タイミーや商工会と連携して取り組むため、当該協定を締結したところでございます。

今回の協定の締結により全ての人手不足を解消することはできませんが、当該サービスを利用することにより、少しでもこの問題解決につながることを期待しているところでございます。引き続き、人手不足解消に向け、取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 分かりました。

それで、やはり対策というのはいろいろな角度からいろいろな方策が考えられるわけがあります。まず、人手を確保するというのが一番でしょうから、このツールといいますか、アプリを使うことは一つの大きな手段であることも私は理解をしておりますが、せっかくの機会ですので、通告はしていませんが、これ以外に別に考えている対策がもしあるのであればお示しをいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございますが、今のところ、これ以外の大きな施策というのはまだ考えてございませんが、今の隙間時間を利用したところをもう少し町民の皆様へ広げて、また、事業者に対するサービスの利用の拡大を図りつつ、新たな施策のほうを考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 分かりました。

それでは順次、この協定した中身について質問をさせていただきます。

この資料の中で連携項目6項目を掲げて協定を締結しておりますが、とても大きなくくりでの連携項目になっていきますので、具体的な目標がこのレベルでは見えないという感じがいたしますのでその辺をお伺いするわけですが、具体的な効果が出るのかどうかという、その辺を期待してもいいのかという質問でございます。

6項目というのは、雇用創出に関すること、産業振興に関すること、多様な働き方の推進に関すること、関係人口の創出に関すること、双方の事業のPRに関すること、その他というようなことになって、6項目を連携項目として掲げて締結されているわけですが、総論では、こういう効果があるのではないかということは理解できるのですが、やはり大事なのは具体的にどう効果が出るかということで、これは終わってみたいと分からないことかもしれませんが、当然その効果が出るように目指して動いていくわけですが、恐らく、このことが大きく広がり、利用が活発に行われ、効果がもう厳然と現れるようになれば、ひょっとしたら今言ったことがその効果として結びつく結果になるのかなということは理解はできるのでありますけれども、答弁として、具体的に効果が出るというふうに考えられているのか、そのことについてまずお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございますが、連携項目に挙げております六つの具体的な効果でございますが、協定先となります株式会社タイミーは、本年2月時点で導入事業者、これは雇い手の数になるのですが、これが9万8,000社、また登録者、これは働き手の数になりますが、登録者数が700万人、これは2月の数字なのですが、直近の一

昨日の発表ではもう900万人になっているというふうに伺ってございます。そういった意味でも、業界のトップシェアを誇る事業者であるというふうに考えてございます。

これまで様々な業種で培った当該タイミー社の経験を基に、正社員でなければならないもの、また、アルバイトでも対応可能なものなど、業務の仕分への支援を行いまして、これまで正社員で募集していた人員をスポットワーカーで賄うことによりまして、フルタイムで働くことが難しい人の新たな雇用の創出や多様な働き方、また、それが産業振興につながることを期待されております。

また、近年は仕事をしながら旅をする新たなライフスタイルも生まれ、タイミーを活用し、仕事をしながらこの洞爺湖町で数日から数週間滞在していただき、この地を気に入っていただければそのまま定住につながることも期待され、一つのサービスをきっかけに経済の好循環につながることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 最近といいますか、働き方もいろいろ変化しているというか、多様化しておりまして、趣味といったら失礼ですが、旅行を兼ねて、その滞在費を現地で賄うような働き方であるとか、そういった意味では、新しい働き方に向けて、この企業がうまいところに目をつけたなと思うのですが、そういう要望にアプリを作って、1日でも2日でもいいから仕事に従事してほしい、人手が足りないという事業主にマッチングさせるということで、確かにこの企業が注目をされているということで、その意味合いといいますか、企業の果たす力を当町の労働力不足に反映させようという取組なのだというふうに思っています。

そこで今、この企業の利用事業者とか登録されている人の人数もお話しされましたけれども、次の質問の中でまたその件についても伺ってまいります。3番目の質問として、スポットワーカー活用支援事業と位置づけているが、簡単で結構でございますので、この事業内容、どういうことをしてどういう仕組みでこのマッチングアプリのことで事業主に労働力としてつながっていくのか、また、この協定することによって事業主の皆さんにはメリットが出てくると思いますが、町全体としてのメリットについてはどのようにお考えなのか、この点の答弁をいただきたいと思っておりますけれども、確かに利用事業者が9万8,000社あり、働き手が7万人ということで、今、仙波課長から、この資料にも出ていましたので私も存じ上げておりましたけれども、これは全国での規模でありますから、例えばこの洞爺湖町の事業者にとって、どう考えても札幌ぐらいなら通ってきていただけるかもしれませんが、内地のほうから仕事に来てくれる方が対象になるとはちょっと考えられませんので、もし分かればいいのですが、このエリアとしてはどれぐらいの登録者数があるのかというのを、その企業さんに伺って、何と云うのでしょうか、登録者数が、この地域でマッチング可能な数はどれぐらいなのか、もし分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございます。

まず、スポットワーカー活用支援事業につきましては、本9月会議における補正予算案といたしまして洞爺湖町スポットワーカー活用支援事業補助金300万円を計上させていただいております。

この事業につきましては、協定締結に伴い、人手不足や様々な働き方の推進に向けた取組を進めるため、人材確保に向けた新たな手段であるデジタル技術、これはスマートフォンアプリ、これらを用いて短時間・単発労務を内容とする雇用契約をスポットワーク雇用仲介事業者のサービスを利用した町内事業者を支援することを目的とした事業となっております。

補助の対象といたしましては、タイミーなどのスポットワーク雇用仲介事業者に支払ったサービス手数料を補助するもので、補助限度額を3万円といたしまして100事業所ほどを見込んでございます。このサービスを普及させることにより、洞爺湖町内における人手不足解消につなげていきたいという考えでございます。

続きまして、協定することのメリットというご質問でございますが、協定を締結することによるメリットとして挙げられるものとしましては、事業者側、働き手側、それぞれに向けたアプリやサービスなどの使い方のセミナーをタイミーに開催していただけることです。特に事業者については、各産業ごとにセミナーを開催していただけるほか、業務の仕分に関するアドバイスや業務マニュアル作成に係る支援など、サービス普及に向けた様々な取組を連携して行うこととしてございます。

当該協定がなければ、通常の1ユーザーとしての取扱いとなるため、このようなサービスを受けることができないものというふうになってございます。今後も、タイミーをはじめ、町内経済団体と連携し、様々な取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

また三つ目で、全国で9万8,000社、また登録者数が700万人というお話で、洞爺湖町ではどうかということで、私自身もこれはもう以前から気になっていまして、タイミー社に伺ったのですが、タイミー社としては、詳しい数字は非公表というところで、詳しいお話は聞かせていただけなかったのですが、まず登録者数については、具体的な明言はございませんでしたが、100や200ではないと。もっといると、数百人いると。また、事業所も数十件おられると伺ってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） この提携先の企業がどういう講習、説明をするかというのは次の4番目の中で聞こうと思っていましたので再度質問いたしますが、取りあえず、この事業者への3分の1の補助、このことについては分かるのですが、一応本年度予算の中でということで、精算等があるので期間としては来年2月28日までですが、この期間だけで終わらせて、それ以降は、もうこのソフトは存在しているわけですから、それ以降は事業者が負担でやってくださいということなのかどうかも伺っておきたいと思っております。

それと、精算のやり方を見たら、1日単位で報酬も含めて、サービス料も全額この企業にお支払いをして、その働き手の報酬は企業から支払われるような仕組みになっているように

私は理解したのですが、それでよろしいのかということと、例えば1日で終わって1日で精算すればそれでいいのでしょうか、また、あるとき、ふとその方をお願いするようなことがあったときに、もう面談ができていますから、その方と個人的に連絡が取れるわけですから、この企業を通す必要がないケースも出てくると思いますが、一度関係をつくれば、後は費用なしで、このソフトを使わなくてもできるのではないかと思うのですが、その辺はこの企業としては何も問題なく、それはそれでいいというような状況なのか、もし分かればお答えいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） まず、スポットワーカー活用支援事業補助金の期間についてのご質問かと思われませんが、期間としましては、これまでお示した、経済常任委員会の説明資料にもありますように、現在のところ2月28日までにサービスを利用したものというふうに考えてございますが、まだ最終的に、ぎりぎり年度いっぱい、出納閉鎖期間を利用して、年度いっぱいまでやるかどうかについてはまだ最終的な詰めができてないというところでご理解いただければというふうに思います。

また、この期間終了後以降につきましては、現在のところ今年度限りというふうに考えてございますが、事業所の反響など、多方面からのご意見ですとか、この補助金の利活用のされ方を見まして、最終的にまた改めて継続とするかどうかについては判断したいというふうに考えています。

また、報酬の支払い方法のことかと思われませんが、一旦、基本的にはスポットワークといいますが、日雇のような形になりますので、仕事が終わったら、その日のうちにタイミー社から働いた方にお金が一括、事業所の立替えとして働いた方に支払われまして、月末にかかった報酬と手数料等を含めて事業者側からタイミーに月末精算で振り込むというような形になっております。

また、2度目以降のその方の雇い方についてなのですが、タイミー社も公式的におっしゃっておられるのですが、通常の派遣とは形態が異なりますので、引き抜き等による違約金ですとか移籍金のようなものは発生しないというふうに述べられております。

実際に町内の事業所でも、タイミーで最初は募集して、その後正社員になったという事例も中にはございます。

いずれにしましても、このタイミーを使えば利用手数料がかかるというような形になりますので、以降、個人的な関係が構築されて、そこでの利用については費用等についてはかからないというような考えでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 余計な心配をしたのかもしれませんが、そういう活用の仕方もあるかなというふうに思いました。

次の質問に移ってまいります。

6月の質問でも行いましたけれども、産業ごとに課題を行政としてどう捉えているのかを伺わせていただきます。

協定に際しましては経済4団体とのトークセッションが行われたというふうに聞いております。その中でどのような話が出て、いい話でこの締結につながったのだと思いますけれども、各団体の意欲といたしますか、これを締結することによって何か希望が湧いてきたかどうかみたいな感触も含めて、どうだったのかということをお伺いしたいと思います。

それと同時に、先ほど言われました、このアプリを導入するに当たって、各経済団体がその構成する企業の人たちに、その団体が個別にそういうことができますよというご案内をするのですが、先ほど課長も申されていましたが、説明会とか講習会も考えているのだということですが、直近ではいつ頃の開催予定になっているか、分かればお知らせいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、協定式のトークセッションでは、各団体が抱える課題や現状の取組などを共有して今後の取組に生かすため、また、タイミー社側の希望もございまして、協定式において簡単な意見交換、いわゆるトークセッションの場を設けたところでございます。

商工会からは、町内事業者全般の人手不足の状況についての説明や、移住定住を切り口に人手確保に向けた取組についての紹介がございまして、またさらには、小規模事業者はタイミーを活用することに対して消極的であるというようなことから、この協定を機にタイミーのサービスや使い方などを学び、有効に活用していきたいというような発言もございました。

また、農協からは、外国人の受入れや他のスポットワークサービスの活用、また、町の施設を借り受け、外国人労働者の生活環境の改善への取組などを紹介いただきました。

漁業からは、漁業者の担い手不足や高齢化など構造的な問題に加え、様々な部分で機械化を進め、省人化、省力化に取り組んでいるものの、どうしても人の手に頼らざるを得ない部分について外国人労働者に担っていただいているという発言もございました。

観光協会からは、各ホテルのスタッフの3分の1から4分の1は外国人労働者に頼っている状況で、そうした中でも人手不足解消には至らず、ホテルを満館にすることができないため、予約が80%を超えた際は一部の宿泊客への夕食提供を止めて、素泊まりによる対応や、客室を減らし、客単価を上げることで収益向上と人員不足への対応に取り組んでいるものの、洞爺湖温泉のキャパとしては確実に減少していくため、観光地としてはマイナスな面もあることから、これに歯止めをかけるためにもタイミーと連携して人手不足の解消を図り、来ていただく全ての観光客に満足していただけるサービスを提供していきたいという発言もございました。

最後に、株式会社タイミーの石橋氏から、六者による連携協定は全国でも初めてであることから、様々な産業がある洞爺湖町で成功事例をつくり、洞爺湖モデルをつくり、全国に発信していきたいという発言もございました。

今後は、各団体と連携し、各産業の事業者におけるスポットワークの活用を支援し、年間を通じた町内での雇用機会を創出し、好きな時間、好きな場所で働ける利便性を生かし、職業、年齢、ライフステージに応じた柔軟な働き方を推進し、地域活性化につなげていきたいと考えております。

また、団体を通じた個別の事業者へのアプリ導入に関する研修ということで、直近では、具体的な日にちはまだ決まってはございませんが、タイミー社といたしましても、協定を結んで、あまり時間の間を置かず早急に進めたいというふうに話しておりますので、10月くらいには実施したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 分かりました。

せっかくの協定でしたので、いい結果が現れるよう望みたいというふうに思っています。

最後に総括して町長に全体を通しての答弁をいただきたいのですが、実は3点ほど指摘をさせていただいて、一緒にご答弁をいただきたいと思うのですが、先ほど何回も申し上げましたように、民間の活力、特にソーシャルネットワーク等の発展といいますか、デジタル化というのは目をみはるほどの進展がございますので、恐らく問題解決の手段としては今後ますますこういったアプリが導入されるというケースが増えてくるかと思えます。

なかなか行政では追いつかないことだろうという意味からも、恐らくどの行政もこういった手段として、このソーシャルネットワーク等を活用することが今後増えてくるというふうには予測をされるわけでありますので、効果であるとかコスト等を考えたときに、こういった民間のノウハウを活用するということはとても大切なことだと思いますので、そのこと自体を否定するわけではありませんが、安易に外部に頼るということではなく、やはり問題点はしっかり庁舎内で把握をした中で、できるだけ解決できるものは庁舎内で解決するけれども、やはり先ほど申し上げましたように、時間の問題やコスト等の効果を考えたときに外部委託することもいいと思いますが、その辺をしっかりと確認した中で外部に委託をしていただきたいということ。

それと、必ず結果を出すということです。お願いしている以上、効果を出して、できたら最初に、きちっとした数値には出せないかもしれませんが、お互い目標を、お願いするほう、委託されたほうで、こういう結果がもたらされるのだということを漠然とした形ではなく、ある程度、できたら数値化されたらいいのですが、そういった目標をしっかりと立てて、その目標が達成されるかどうかを必ず検証するということが求められるだろうというふうに思います。それが1点目、2点目です。

それともう1点ですが、今回の提携は、ほかにもまだ提携が直近でやられたこともありますし、これからもこういった提携が進むことが考えられますが、今回もこの後一般会計の補正でこの件に関する予算の審議も行われるということがあります。契約は契約でやらなくてはいけませんけれども、変な話、予算が通らなかつたらどうするのだという心配もあること

から、ものの順番といたらいいのでしょうか、あまり先走ったりせずに、しっかり議会との動きや相手先のこともありますから簡単ではないかもしれませんが、そういった手順ということを見極めた中で、こういった企業との提携については取り組んでいただきたい。議会も忘れないでほしいということをお願いしたいと思っておりますので、その辺も含めて、総括で、ちょっと時間が長くなりましたけれども、できれば短めでよろしくお願ひいたします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 総括という形でございますが、まずは今回の提携、SNS、アプリ等でございますけれども、やはり人口減少の中で行政サービスも低下していくという形を考えると、本町、洞爺湖町だけではなくて、様々な各地域、144の町村、また、179の北海道だけを見てもかなり多くのところがこういった提携をしてきているという中では、やはり民間と連携することで、民間企業が顧客満足度を重視したサービス提供に強みがあるといった利用者視点のサービスをやはり行政としても取り組んでいくという形で考えているところでございます。

そういった点で、今回のスポットワークの会社にいたしましても、そもそも小清水町さんですとかニセコ町さんとか、やはり首長の連携の中で、例えばニセコであれば、ほぼほぼこのアプリを利用して、8割方が札幌から来ているといったこともありますし、また、実際に洞爺湖町で見ると、高台の農業の皆さんも複数使っておりますし、観光業界、洞爺湖温泉においては2割から3割近くもう既に使っているところがあるので、そういったところの形を含めて進めていったところでございます。

一発勝負というか、ファーストペンギンという言葉がありますけれども、最初にいきなり飛び込んで結果を出すということまでは残念ながらいかなくて、二番煎じ、三番煎じで今回提携を結んでいるところでございますが、そこは丁寧に今後とも進めていきたいと思っております。

2番目の、結果を出すということで、しっかりと可視化して、この目標値を持ちながら捉えていければと思っております。既に町内においても事業者が使っているアプリですし、さらには、先ほどご質問がありました、もうこのアプリを使わなくても、対面同士でやってもいいのではないかと、そういったことも既にお聞きして、本当にそうなのかと、実際に使っている事業者と確認して、このような話をした中で進めているところでございます。

3番目でございますが、まさしく、これからの予算案の中で、提携を結んで純粋に、例えば昨日も6番議員からございましたように、学術的提携を結ぶというところでは予算の確保は出てきませんが、こういった場合に出てきますので、やはりこれは議会軽視にならないように、事前にご説明をしながら進めていきたいと思っておりますし、いかんせん、契約の関係等もありましたけれども、今回ご指摘を受けたところは一層庁舎内でも確認しながら、伴走型の形でご提案して、業者とも連携して、逐一しかるべき議員の皆様にもお話をさせていただいて、全協も含めてになろうかと思っておりますが、そういった形の情報共有という点では、

このたび大変申し訳ないと思っているところもありますので、今後もいろいろな提携を結んでいくつもりでおります。そういった中で議会の皆様にも情報共有しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 下道町長、1番目の庁舎内での対応という部分の答弁が抜けていると思います。もう一度お願いいたします。

下道町長。

○町長（下道英明君） SNSのアプリ、行政手段のコストについては、庁舎内でもしっかりと検討させていただくと。アウトソーシング、いわゆる外部と内部との区別ということかと思えますけれども、庁舎内ですることと外部委託するという点では、当然その差がありますけれども、それは選別しながら進めてまいりますが、いかんせん、冒頭にお話ししたように、やはり行政サービスが低下していく中では、その担い手として民間との連携も進めていかなければいけないという、そこのアウトソーシングに対する取組についてはしっかりと庁舎内でも検討しながら、選別して民間との連携も進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 推進していく、問題や課題を解決していく上で民間の力を借りるということは悪いとは思っていませんし、何回も申し上げているとおり、必要なことですので進めていっていただきたいのですが、いろいろな手続、手順がありますので、きめ細かい対応をしていただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

小中一貫教育についてでございます。

第2期洞爺湖町まちづくり総合計画は、残りの期間ですと、令和4年から令和8年の期間、つまり1期目の10年が終わって、2期目の下期に入って、またちょうど令和6年ですが、中間ぐらいになっているのかと思います。

この小中一貫教育については、この総合計画の中では、令和4年、令和5年は調査研究するという位置づけになっておりますので、それはそれで果たしてこられたというふうに思っておりますが、今は令和6年ですので、これからどうするのかという視点で順次質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、当町は小中一貫教育の導入を目指すということをはっきりうたわれています。今日までこの件に関してどういう取組を行ってきたのか、まず、この件について伺います。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 当町における小中一貫教育導入に向けた取組についてでございますが、まずは広く町民の皆様にも小中一貫教育についての理解を深めていただくことを目的として、令和4年度に地域別教育懇談会を2回、令和5年度に洞爺湖町の学校づくりを考える集いとして講演会を2回実施しており、本年2月から小中一貫教育の情報として、リー

フレットを5号発行しております。

本年7月には、小中一貫校で勤務経験のあるとうや小学校校長を講師とした講演会を行い、11月には、同じく小中一貫校で勤務経験のある室蘭西中学校校長を講師とした講演会を開催する予定としてございます。

また、洞爺湖町教育行政審議会において小中一貫教育制度の早期の導入を目指した特色ある学校づくり等総合的な方策についてご審議いただいているところでございます。

加えて、昨年度から各学校の教育計画の企画立案を担う町内5校の教員をメンバーとした教務主任会議を実施しており、洞爺湖町としての特色ある教育や小中連携した教育活動に関わるカリキュラムなどの検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） いろいろな調査研究ということの中でいろいろな取組をされていることは今答弁いただいて分かりました。

そこで大事なことは、そのことがどう今後につながっていくかということになってくるかと思いますが、次の質問の中で、先ほど教育行政審議会という中での話も出たということですが、同じことの答弁になるかもしれませんが、教育行政審議会での小中一貫教育に関してのこと、また、教育委員がいらっしゃるわけですから、その開かれる会議において、小中一貫教育についてどのような協議がなされ、どのような意見が出たのか、この小中一貫に関することだけの意見で結構ですので、もしあれば紹介いただきたいと思いますし、教育行政審議会というのは年にどのくらい行われているのか私も存じ上げないのですが、教育委員との会合は2か月に1回ぐらいは行われているのではないかと思います、回数は分かりませんが、どういうことが協議されたか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 山本教育指導参与。

○教育指導参与（山本恵一郎君） 教育行政審議会や教育委員の会議における小中一貫教育についての協議や意見についてでございますが、まず、教育行政審議会におきまして、教育委員会からの諮問に基づきまして、洞爺湖町立学校における特色ある学校づくりという観点から、小中一貫教育の導入を見据えた小中9年間における学びの系統性や連続性、人口減少に伴う学校の適正配置、校舎などの教育施設と町の財政状況などといった幅広い視点からの総合的な話合いが行われています。

教育行政審議会は、昨年度11月から2回で、今年度3回実施しております。教育行政審議会におけるご意見といたしましては、小中一貫教育の導入と校舎施設の老朽化への対応を並行して検討すべきである、地域の活性化や地域づくりの視点を持った学校配置が大切である、小中9年間で様々な資質・能力が身につく学校づくりを進めてほしいなどの意見をいただいております。

次に、教育委員会におきまして、令和4年度から5年度において道内の先進校を視察し、校舎、施設の見学や教員からの説明、情報交流を通じて、小中一貫教育校の現状や課題を把

握するとともに、視察後の教育委員会議において委員研修を行い、当町における小中一貫教育導入に向けての理解を深める取組を進めております。

委員研修におけるご意見といたしましては、小中一貫教育制度の趣旨や仕組みが広く理解される取組が大切である、洞爺湖町ならではの特色ある教育活動を導入すべきである、小中一貫教育制度のメリットを最大限に生かした仕組みづくりを考えるべきである、地域づくりの観点からの学校配置に配慮する必要があるなどのお話をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） おおむね小中一貫教育については、今の答弁の中では、どの程度の理解かは別にしても、好意的に受け止められているような感触と私は今答弁を受けて捉えたわけでありますが、やはり導入に向けて一步一步前に進まない、調査研究だけでは何の実現も図られないわけでございますので、この辺の会議を通して次の段階に向かうように努力していただきたいと思いますが、もう一点、3番目の質問ですが、それでは、小中学校の児童生徒の保護者の方や現場の実際教鞭を執られている教職員の方々の意見がもし寄せられているのであればご紹介いただきたいと思いますが、何回か講演会を行われたときに、アンケートなども実施されていると思いますので、恐らくその辺のアンケートの中身になるのかもしれませんが、もし寄せられていたらお示しいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 小中一貫教育の導入に向けてのご意見等についてでございますが、例えば洞爺湖町において小中一貫教育を導入することにつきましては、令和4年度に実施しました第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンの改訂に係るアンケート結果では約6割の方が、また、令和5年度に実施しました小中一貫教育に係る講演会後のアンケート結果では約9割の方が賛成あるいはおおむね賛成との回答をされており、これまで行ってきた取組により小中一貫教育への理解が深まり、制度の導入を目指している教育委員会の考え方にご理解いただいている方が増えてきていると感じているところでございます。

また、小中一貫教育に期待すること、望むこととしては、幅広い年齢層の交流による社会性などの育成、中1ギャップの解消といじめ・不登校の減少、教員の連携・協力により丁寧な継続した指導や支援の充実といった声もございます。

一方、心配なこと、不安なことといたしましては、小学校高学年のリーダーシップや自主性を養う機会が減るのではないかと、生徒指導上の問題が小学生に影響を与えるのではないかと、小中合同の行事や研修などによる教員の負担が増えるのではないかとといった声もございます。

その他、要望といたしましては、校舎、施設などの教育環境の整備と充実、特色ある学校づくりとしてのふるさと教育や外国語教育の推進、9年間を通じた特別支援教育の充実といった声も寄せられております。

また、直接小中一貫教育についての意見等を伺ったものではございませんが、このたび虻

田中学校を虻田小学校内に移転する際に、虻田小学校、洞爺湖温泉小学校、虻田中学校の児童生徒に対して行ったアンケート結果では、同じ校舎で学校生活を送ることについて、勉強を教えてもらいたい、一緒に遊びたい、運動会や体育祭を一緒にやってみたい、中学校の部活動に参加してみたいなど、小学生が中学生と一緒に学校生活を送ることに期待する声が多く見られたところであります。

これらいただきましたご意見につきましては、今後、導入を進めていく際に十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 今のアンケートの結果、意見も踏まえながら、課長のほうからメリット、デメリット等のお話がありました。このことについて私もちょっと調べた中で、今課長がお話しされたようなメリットは十分理解しているつもりですし、先ほどのアンケートで、おおむねといいますか、限られた人数の中での9割ですから、全部がそうだというふうには申し上げられないと思いますが、そういった状況から考えたときに、より推進力を発揮して、導入に向けて進んでいかなければ駄目だということを強く理解されたのではないかとこのように思うわけでございます。

そこで、時間の関係もありますので、最後の質問のほうに移ってまいりますが、その辺を踏まえた中で、まず、先ほど話が出ました虻田中学校の校舎の老朽化と危険性の関係から、虻田小学校へ移転しようという話が出て、進んでいたかというふうに思いますが、そのことが一つのきっかけにもなると思いますし、導入の時期をしっかりとこの際、調査研究がここまで進んできているわけですから、しっかりと目標を定めて、その時期の導入を目指して進むべきだろうと、そろそろ決めていい時期ではないかということで4番目の質問になるわけですけれども、まず、この移転がどのくらい進んでいるのか、それと、一貫校といっても義務教育学校のように校長先生が一人いらっしゃる中で9年間総括でやる形態と、一体型・分離型という校長先生が小中それぞれいらして一貫校とする形態もあるようですので、その辺は、まだまだ決めかねているのかもしれないけれども、どちらがこの町にとってメリットになるのかというのも協議をしていただくと同時に、虻田中学校・小学校だけではなくて、残りまだ洞爺地区や月浦地区に3校の小中学校がございまして、この進め方次第では、そのほかの学校をどうするのかというのも同時に考えていく必要があるかと思っておりますので、その辺も含めて、教育長になるでしょうか、担当者の課長でも結構ですけれども、最終的にはまた教育長のご意見を伺いたいと思っておりますが、このことについてお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいま議員からご質問いただきましたことについてお答えをさせていただきますというふうに思います。

まず、当町における小中一貫教育の導入につきましては、現在の取組は、先ほど答弁で申し上げましたとおり、まずは町民の皆様の本制度の趣旨や仕組み、メリット、デメリット等

についてご理解いただく取組を2年ほどかけて進めてまいりました。その結果、先ほどの答弁のとおり、制度に対する理解が進み、導入を望まれる声が確実に増えてきているというふうに感じているところでございます。

また、学校現場における導入に向けた取組の一つとして、昨年度から北海道教育委員会の学校種間連携サポート事業といった事業がございますけれども、その指定を受け、道内の小中一貫教育先進校との協議や情報交換を通じて、制度導入に向けた諸課題の解決や導入後の実践、検証等について情報交換を行うなど、推進体制の整備も学校として少しずつ進めてきていただいているところでございます。

現在、道内で既に小中一貫教育を導入している自治体は43市町村でございます。これに今後導入すると公表している市町村数を合わせると118市町村になり、全道179ある市町村の約66%が小中一貫教育にかじを切っているという現状でございます。

このような現状も鑑みながら、洞爺湖町に学ぶ子供たちが、これからの社会を力強く生き抜いていくための確かな力を育成するとともに、洞爺湖町ならではの魅力ある教育を展開していくため、ひいては町民の皆様の期待と負託に応えるべく、導入時期も含めて、教育委員会としての方針を来年度の早い段階までにはお示ししたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 渋川教育長、ほかの学校の部分と洞爺地区の部分だと思っておりますけれども、それと具体的な内容と、あと、具体的に時期等などがということの質問もあったかと思っておりますけれども。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 大変申し訳ございません。落としておりました。

洞爺湖町としての小中一貫教育校の最終的な姿というのでしょうか、あるべき姿というものにつきましては、先ほど来申し上げておりました教育行政審議会のほうにおいて、現在、学校配置と適正配置といったような部分からについてもご審議をいただいておりますので、その答申を受けた中で、教育委員会としての考え方をお示ししたいと。

そして、その結果を受けて、町民の皆様ともまた協議を進めていく中で、最終的な形、また、義務教育学校にするのか、また、いわゆる併設型の小学校・中学校にするのかといった点についても協議を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

移転の話でございますけれども、移転につきましては、まずは第一義的には、子供たちの安心・安全をきちっと守るといったようなところが第一義でありますけれども、この移転につきましては小中一貫教育の導入も当然視野に入れてきたといったようなものでございます。

一つの校舎で小学生と中学生が、カリキュラムは異なるものの、学校生活をともにすることになりますので、児童生徒にとっても教員にとっても、この小中一貫教育に近い体験ができるものと考えておりますし、その経験値を今後に活かしていけるものというふうに考えているところでございます。

導入の時期につきましては、教育行政審議会の答申を待って、具体的に何年何月といった

あたりについては、今後しっかりと検討して、早い段階でお示しさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 今ご答弁をいただきました。

確かに審議会の意見を伺うというのも大切ですが、教育委員会として主体的に動くケースもあろうかと思っておりますので、信念を持って、ここでやるという意思表示もまた必要なことだと思いますので、その辺もかみ合わせながら進めていただきたいということと、やはり教育の主体、主人公は子供たちでありますので、小中一貫ありきではないのですが、いろいろなことを考えた中で、やはり今、育っている子供たちにとって、この形態に変えていくということが子供たちの将来にとってとても大事なことだと思いますので、強力に進めていっていただきたいということと、残っているところについてもしっかりと配慮していただきたいということをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大西 智君） これで、4番、五十嵐議員の質問を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を午前11時10分といたします。

（午前11時03分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前11時10分）

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、5番、今野議員の質問を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 5番、日本共産党の今野幸子です。

国民健康保険資格証明書の廃止について、また、現健康保険証の継続について伺ってまいります。

医療機関や薬局などで支払う窓口負担が10割負担となる資格証明書は、何らかの都合で保険料を支払うことができず、滞納してしまった世帯に発行されるものですが、保険証ではないため、医療を受けたときには、一旦かかった医療費全額を負担しなければなりません。しかし、それは役場で手続することで、本来の自己負担分を差し引いた金額は返金されます。

しかし、この返金されるまでに二、三か月かかるなど、しかも、その返金額がそのまま手元に返金されない可能性もあります。滞納している健康保険料の未納分が残っている場合には返納が未納金に充てられるということがあるからです。

生活費をやりくりして、やっとの思いで医療を受け、また、通院するようなことを言われても、次回の医療受診につなげていくことが困難になります。

そもそも、保険料を払っていけない方が資格証明書が発行されたからといって、払える状

況に改善するとは考えられません。保険料の滞納発生から、資格証明書が発行されるまでの期間や説明など、どのような流れで行われていますか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 資格証明書は、災害などの法令で定められた特別の事情がなく、国民健康保険税を1年以上滞納されますと被保険者証を返還いただくことになりまして、代わりに交付されるものが資格証明書でございます。

滞納されている方に対します資格証明書の交付までの流れでございますけれども、滞納されている方に対する対応といたしましては、納期限までに納付されていない場合、督促状、催告書を送付いたしまして、数回にわたり滞納されている方との面談等により、納付期限の延長や納付計画などの納付の相談、納付指導を行っております。また、納付状況によりまして、預金調査の実施や納付誓約を交わすなどの対応を行い、改善していただくよう努めているところでございます。

その中で、被保険者証の検認または更新の際に、現に納期限を経過した保険税の滞納が認められた場合については、有効期間の短い短期被保険者証を交付しておりますけれども、短期被保険者証の交付の対象の中でも、1点目といたしまして、再三の納付相談または納付指導に応じない者、2点目として、所得や資産状況を勘案すると十分な負担能力が認められる者、3点目といたしまして、取り決めた納付方法を誠意を持って履行しない者、4点目といたしましては、意図的に滞納処分を免れようとした者の四つのいずれかに該当する場合、洞爺湖町国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要綱に規定をいたします措置の対象者といたしまして決定をし、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することとなっております。

滞納が生じている、生じた後の滞納されている方の姿勢によりまして資格証明書の交付の対象となるものであることをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 厚生労働省の通知では、国民健康保険法の一部改正する法律の施行に係る留意点、資格証明書については、事業の休業、廃業、病気など、保険料を納付できない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたって保険料を滞納している人に納付相談の機会を確保するため交付しているものとあります。機械的な運用を行うことなく、特別な事情の有無を把握、適切に行った上で行うとされています。

決して当町が機械的に行っているとは思っていませんが、資格証明書を発行された方は、保険料を払えるにもかかわらず払おうとしないといった悪質なもののなか、それともまた、当町で把握されていない、し切れていない事情を抱えて、それを話されていないのかなどの適切な把握をどのように行い、何をもって資格証明書の発行を判断されましたか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 資格証明書の対象となる方につきましては、世帯の構成、収入や預金の状況、これまでの納付の状況等の滞納処分に必要な情報を把握した上で、滞納が

生じているには何らかの理由や納付いただけない事情があるものと認識はしております。

そのため、滞納されている方に対しましては、対面や電話による納付相談の機会を何度も設けて、納付いただけない要因が何なのか、どのようにしたら納付できるようになるのか、また、どのくらいなら頑張っていたいただけるのかなどを一緒に考えて、納付いただくように努めているところでございます。

しかしながら、これまで督促状や催告書に対しましても何も本人からの連絡もない、電話にも出ていただけないなどの納付の意思が見受けられず、また、納付相談で約束された納付計画につきましても連絡や相談もないまま履行されていないことが何度もあったことから、資格証明書を交付する判断に至っているところでございます。

対象となられる方の事情を把握しないまま、滞納が生じているといったことだけで資格証明書を交付するといったことを行っているわけではございませんので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 本当に当町もご苦労されていることも分かっております。どれだけ相手と話ができるのか、それができなければ、やはり把握はできないのですよね。ただ、相談する、それは必ず納付と一体となっているということで、なかなか踏み切れていないということも考えられます。

横浜の例をちょっと挙げさせていただきます。国からの通知では、機械的運用を行わず特別な事情の有無を把握するとありましたが、事務量が膨大となり、人手が取られ、対応が十分に行えず、機械的にならざるを得なかったとしています。とりわけ、資格証明書は事実上の無保険の制度で、滞納金を支払わなければ保険証は発行されないという、まさに、お金がなければ医療を受診できないといった制度、制裁するそのものであるということを押さえています。

そして、短期保険証では、役所の窓口で滞納保険料の納付相談なしでは窓口ですぐ渡さないうという留め置きが大問題になり、しかも保険料の収納率も大して上がらない状態が続きました。

そういった中で、国会での質疑にて、保険局長の答弁がありました。1年間滞納したからといって滞納者の特別な事情を確認することがどれだけできたのか。資格証明書を交付することは想定していないと回答しております。また、短期保険証の交付については、申出があることのみが要件である。滞納金の一部納付は必要ないと回答されています。

こういった資格証明書や短期保険証を発行したから、突如保険料が払えるようになるはずはなく、保険料滞納者は保険料を払えない状況にあることと押さえ、結果として両方とも発行ゼロにした。これは、国の通知にただ従っただけ、立ち返っただけとの答えでした。

資格証明書、短期保険証発行ゼロにより、滞納処分が厳しくなり、意味がないのではという意見も相当あったようです。

しかし、どうしても払えない保険料であるなら、滞納処分を執行停止し、資力に応じた払える保険料を払ってもらうことが必要。もちろん払える方にはきちっと保険料を払ってもらうことは当然です。国民健康保険の加入者は、非正規労働者や年金生活者、無職の方や独り親世帯、自営業者や高齢者など低所得世帯が多く占めているにもかかわらず、ほかの協会けんぽなどより国民健康保険料の負担率は大きく、暮らしを圧迫させています。保険料の滞納世帯がなくなる原因の大本は国民健康保険料が高過ぎることと考えています。

町としては、国民健康保険料が非常に高過ぎると捉えているか、それとも、保険なのだから、保険料を納めるのは制度上当然。また、決められた計算で出された金額であるので、高過ぎるとは言えない、必要な金額だと捉えておりますか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 保険料につきましては、各医療保険制度によりまして、加入者の違いですとか保険料の算定方法も異なっており、国民健康保険の保険税につきましては、ほかの医療制度にはない算定項目があることや財源の違いから、ほかの医療保険制度に比べて金額が高くなっているものと認識しております。

一方で、国民健康保険につきましては、平成30年度から都道府県化によりまして北海道と道内全市町村が保険者となり運営をしておりますが、医療費については、国からの交付金や北海道、各市町村からの繰入金等と保険税で賄われており、国民健康保険に加入されている方の健康を医療で支えていく上では保険料は非常に大切な財源でございます。

国民健康保険制度の財源の基本的な仕組みにつきましては定められておりますので、ほかの医療保険と同じような仕組みに町で変更していくということはできませんけれども、納めていただく保険税につきましては、被保険者への丁寧な説明により、ご理解いただく必要があると考えております。

その上で、保険税の低減に向けましては、町としては、特定健診等の推進などによりまして重症化の予防、また、医療費の適正化によります歳出の抑制に取り組むほか、国への財源を求めていくということも重要であると考えているところです。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） まずは、高過ぎると考えている、この答弁が一言でもあれば、原因は何なのか、どのような影響がどのような形で現れてくるのか、改善するにはどのような策が必要なのかなど、今後の保険料や制度が住民の健康や生活を守り続けるための第一歩となると思っています。

制度を守るために納める保険料ではなく、命を守るために納める保険料でなければなりません。ですから、保険料を納めるために、何もかも節約し、栄養のバランスなどを除外視した食事内容、食事の回数を減らすなど、健康を害するような生活でなければ納め切れないというような保険料であっては、本当に本末転倒なものとなってしまいます。

まずは、全住民が安心して医療を受けることができる環境づくり、その中での生活、これ

が大前提であるべきと考えています。国民健康保険料を高くしている大きな原因の一つ、先ほど言われましたが、ほかにはない均等割が挙げられます。これはほかの健康保険にはないもの。平等割と同じように、所得の多少にかかわらず負担しなければならないものです。

例えば基準所得がゼロであったとしても、平等割は1世帯当たり月に幾ら、そして均等割は1人当たり幾らというように、負担額が加算されます。7割、5割、2割の軽減措置もありますが、基準所得がゼロでも負担するこの時点で既に無理があると言えるのではないのでしょうか。

保険制度のおかげで安く医療を受けることができる、この健康保険制度はなくてはならない制度だと考えています。しかし、実質無保険の形になってしまうことのないよう、納められる保険料で安心して医療にかかれるように、今まで引き下げられてきた国庫負担金を元に引き上げ、国民が負担をする保険料を引き下げよう、国や道に対して要望書などを上げていくなど、交渉が必要ではないのでしょうか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 国民健康保険の財政運営につきましては、厳しい状況にございます。また、被保険者に対します保険料の負担も非常に重いものと認識をしております。国民健康保険の運営の安定化と被保険者の負担軽減に向けましては、これまでも国や北海道に対しまして、知事会、市長会、町村会を通じて財政支援について毎年度要望をしているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 健康保険料を払えず、医療機関などの窓口10割負担も用意できずに、医療を受けられないまま亡くなっている方も少なくはありません。私などの想像を絶するような思いの中で命を落とされたことを思うと、本当に胸が苦しくなります。命に関わることを制度上、仕方がないでは済まされることではありません。

また、そのようなことが、この洞爺湖町で起こらないとも限りません。憲法第25条、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと規定されていて、国民には生存権、そして国には国民の生活を保障する義務があることを示されています。

生活保護引下げについて、先日、生活保護費引下げを取り消すとともに、国に賠償まで命じる判決が名古屋高等裁判所で言い渡されました。憲法25条の最低限度の生活の「最低」とは、人が3度の食事が取れているというだけでは飢餓や命の危険はないが、生命が維持できているにすぎない。憲法の「最低」は、単に食べられない、食べられればよいという程度の低いものではない。国の責務を忘れて憲法に引き下げたとしての判決です。

短期保険証や資格証明書にも通じることと私は考えています。電気、ガス、灯油、生活を抑え、食費を削って保険料を納め、本当にこれが憲法25条で保障する最低限度を下回っては

いないのか。憲法25条を守ることで、命を守るために安心して保健医療を受けられるよう、資格証明書を廃止すべきではないと考えますが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 資格証明書の交付につきましては、国民健康保険法によって定められたものでございます。公平性の観点からも適切に対応していかなければならないものと考えております。

また、資格証明書の制度があることによりまして、納税相談の機会の確保や滞納の抑制において有効な手段であることから、引き続き交付していく考えでおります。

一方で、国民健康保険税の滞納世帯につきましては、滞納せざるを得ない状況や、特別な事情の把握と適切な納税指導を行いまして、資格証明書の対象世帯につきましても、引き続き納税に向けた相談や医療受診の相談の機会を設けるなど、適切に対応してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからご指摘の国民健康保険制度についてでございますが、この制度は、課長からございましたように、日本の全国的な制度でございまして、その基本的な枠組みですとか運営方法は国の法律や政令によって定めるものでございます。そのため、地方自治体の独自の判断で国民健康保険の基本的な制度や仕組みを変更することはできません。

しかしながら、自治体の裁量の範囲として、減免措置の実施として、低所得者や特定の状況にある住民に対しては保険料の減免措置を設けることができると考えております。このような措置は、地域の実情において自治体が柔軟に対応できる部分かと思っておりますが、これは当然、議会の議決をいただくところでございます。

今、議員のほうから憲法25条のお話ございました。1項では生存権、また、2項では国には生活保護の義務があるということを記しております。地方自治体としては、その役割をしっかりと認識して、地域の健康増進、啓発に努め、総じて地方自治体が国民健康保険制度の基本的な部分を変更することはできませんが、運用を円滑にする工夫を通じて適切に運用していきたいと思っております。調整役としての大きな役割を感じているところでございます。

さらには、先ほどありました保険税負担に非常に重いものがあるといった点で、財源についてでございますが、各団体を通じて国からの財政支援を求めていくのは当然でございます。北海道内にあっても、胆振には胆振の事情がございますが、やはり胆振管内の市町の首長とともに連携して、上京するたびに、やはりこれは国会議員の先生方のお力がなければどうしようもない話ですので、御党も含めて様々な先生方にも機会を通して訴えてまいりますので、ご尽力いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ありがとうございます。

本当にぜひ事情をよく聞いて対処していただきたいと考えています。

次に、現行の健康保険証の継続について伺っていきます。

マイナ保険証については、当初からトラブルが相次ぎ発生していました。総点検をせざるを得ない状況となり、点検をしましたが、その後もトラブルは変わらず、発生していることが報じられています。

12月2日をもって、今の健康保険証を廃止する方針は変わっていません。しかし、残すところ2か月余りです。全国保険医団体連合会の調査では、6月のマイナ保険証の利用率は9.9%と低いものです。

厚生労働省は、トラブル発生が続いている中でも、医療機関や薬局などでの利用を進めるため、窓口での声かけなどを推奨しています。そのせいかどうかは分かりませんが、声かけは行われているようです。中には、この次にはマイナ保険証を持ってきてください。これからはこの保険証では薬は出すことができませんと言われた人も当町にもおります。

これは今になっても、今後の健康保険、マイナ保険証についての在り方について、保健医療を受ける側も、また提供する側にも正しい情報がまだまだ行き届いていない状況にあると言えるでしょう。また、利用率が上がらない大きな原因は、マイナ保険証に対し不安があるということではないでしょうか。

マイナポータルで得られる情報は、もう数が数え切れないほどのものです。種類や数、子の多さ、個人情報、世帯主構成、そして収入や財産、銀行口座、勤務先や住所、氏名などがもし漏えいしてしまったなら、それによって被害に遭うことは決してないと言えるのか。今までも漏えいはちょこちょこ起こっています。こんなに多くの情報が、誰が何のために必要なのか、どのように活用されるのか、自分が知らないうちに自分の情報が集約されて増えていっております。

しかし、スマホも持っていない、また、持っても使いこなせない方、今後、高齢化も進む中で、このデジタル化についていけない人が増えることも考えられます。そのような人にとって、活用ができない人にとってメリットはあるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） スマホやインターネット等を使用していない人であっても、マイナ保健証によるメリットがどういったことがあるのかといったご質問かと思えます。

マイナ保険証につきましては、いろいろとメリットがございまして、厚生労働省、デジタル庁のほうでは七つのメリットがあるといったことも示されております。その中で、スマホやインターネット等を使用していない、また、今後も使用する予定のない人であっても、マイナ保険証によるメリットを感じていただけるものとしては、2点ほど挙げられるものと考えております。

1点目につきましては、高額な医療費がかかる場合に、一定の額以上の立替払いが不要となります。限度額認定証の交付申請につきましては、オンライン資格確認で情報確認ができるこ

とから、役場に手続に来る必要がなくなります。

また、二つ目としても、非課税世帯に係る入院時の食事療養費の軽減に必要な標準負担額減額認定証の交付申請が不要になるため、こちらも役場に手続に来る必要がなくなります。

また、これら限度額認定証の申請漏れ等によります窓口での一時立替払いも減りますので、窓口での支払いの負担軽減もされるところでございます。

そのほか、全体に係るメリットといたしましては、診療情報や薬剤情報、特定健診等の情報が閲覧可能になり、より多くの情報を基に適切な診療を行うことができたり、自分の医療受診状況の確認ができる。また、保険証として保険証の券面の切替え、交換が必要なくなるといったようなメリットがあるところでございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 高額療養費の対処は、今では本当に病院でやってくれる、だから窓口負担も、その金額を払わなくても十分できている状態になっていると思います。

また、健康診断やそういった情報は、やはりスマホなどを見られなければ、使えなければ、自分では対処できません。だから、あまりメリットにはならないのかなと私は考えています。

マイナ保険証はマイナンバーが必要ですが、そのマイナンバーカードの取得は任意であって、義務ではありません。不安を抱えたままマイナ保険証に切り替える必要はありません。医療を受ける側にとっても、また、医療を提供する側にとっても利便性が上がったという声あまり聞こえてきません。

能登半島地震において、デジタル庁は避難するときにはマイナカードを携帯することを求めています。しかし、通信網が遮断された被災地では、マイナ保険証は使用できなかったといったことも分かっております。

しかし、災害時に被災者の薬歴や既往症などの情報が各保険者から提供される仕組みは既に確立されており、能登半島地震でも、医療関係機関等に石川県国保連が保有する罹患情報の提供が行われ、マイナ保険証も、実際に現行の保険証やお薬手帳がなくても医療提供は行われました。マイナ保険証はオンラインが前提となっているため、離島や山間部に加え、被災地など災害が大きいほど機械がうまく作動しないということが分かっています。

そのような状況から考えると、現行の健康保険証のほうが使い道があると言えるのではないでしょうか。マイナ保険証のメリットとして挙げられている、先ほどの七つのメリットの中に書かれていますが、よりよい医療が受けられると書かれています。そのよりよい医療とは、高度な医療提供なのか、自治体独自の医療支援などまで配慮されてもないマイナ保険証を利用すると、初診料など約10円ほど安くなる。また反面、情報を提供することで、よりよい提供を受ける、そうといった機会を使う、そういったことによって医療費が高くなるとも言われている情報がありますが、どうなのか。

マイナ保険証で、よりよい医療になったら、マイナ保険証になる前と比べ、薬は変わるのでしょうか。診療は変わるのでしょうか。

現行保険証であれば、保険証と診察券を受付窓口提出するだけで、保険証は月に1回の

提出で済みます。しかし、マイナ保険証であれば、カードリーダーにマイナカードを載せ、顔認証か暗証番号の打ち込みが必要です。情報提供の同意をするかしないかも毎回しなければならず、受付窓口で診察券の提供も必要です。手間も増え、時間も今まで以上かかることは明らかです。

また、今後、高齢化が進むことによって、顔認証や暗証番号の打ち込みなどの説明が一々必要な方も増えてくることになれば、受付窓口の仕事も減っていくとは考えられません。

また、全国保険医団体連合会が行ったアンケートの集計から、主なトラブルとその対処を回答から見ていきたいと思えます。トラブルがあるかないかを聞いたところ、あると答えたのが65.1%、なしが34.9%。どのような種類があるか。無効、該当資格なしと表示されたというのが66.3%、次いで、カードリーダーの不具合、マイナ保険証が読み取れなかったが48.4%、マイナ保険証の不具合で読み取れなかったが20%、このようなアンケート結果が出ています。そのほかには、1回でスムーズにマイナカードが作動しなかったことで患者さんから苦情を言われたということなどが挙げられています。

こういったトラブルについて、医療関係者が対処法として行われたこと。まずは、現行健康保険証で資格確認をしたが74.9%、オンライン資格確認コールセンターに連絡が11.6%、レセコンメーカーに連絡が28.4%、保険者に連絡が18.9%のようになっております。メーカーやコールセンターなどへの連絡はなかなかつながらないなど、すぐ対処できないものもあり、仕方なく10割負担してもらった患者さんもあり、または診療を受けずに帰った方も中にはおられます。

この診療を受けずに、10割負担の持ち合わせがなく、日を改めることになった人が、次の日、救急搬送されてきましたが、亡くなられたという事例も出ています。そのような人も、マイナ保険証のトラブルがなければ、最初の来院のときに診察ができていたならと、まるで知らない人のことですが、悔やまれます。誰が責任を取ることもなく、どのような思いで亡くなったのか。このような状況でも、今よりよい医療が提供されるなどと言っているとは思えません。何をもち、よりよい医療の提供と言えるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） よりよい医療の提供についてでございますが、具体的にこういった医療が提供されるといったところにつきましては申し上げられないのですが、マイナ保険証利用時に情報提供に同意をすることによりまして、本人の受診歴や診療実績、処方された薬の情報や特定健診の結果について医療機関や薬局が閲覧できるようになります。

多くの情報があることによりまして、患者からの聞き取りなどの情報だけではなく、客観的な情報を踏まえて、身体の情報やほかの病気を推測し、治療に役立てることができるところで、患者にとってよりよい医療の提供につながるものと考えているところです。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員、一般質問の途中なのですけれども、ここで昼食休憩としたいと思しますので、続きは午後からにいたします。

ここで、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

(午前11時52分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午後 1時00分)

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

午前に、5番、今野議員の件名2番、そして質問要旨の(2)の答弁で終わりました。そこから続けたいと思います。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） コロナは5類になったとはいえ、医療機関においては、やはり一般患者とは同じようにするわけにはいきません。マイナ保険証の人が感染症にかかった場合、一般受付にあるマイナンバーカードリーダーを使うことができません。そういったときに、現行の保険証がなかったらどうすべきなのか。一人一人の資格確認が必要になりますが、決められた対処法はあるのか。

高齢者や認知症を患っている方、要介護者の方々は、電子証明書の更新手続やマイナンバーカードの更新手続は、本人または代理人が対面で再発行する、これが5年ごとに必要となりますが、代理人を頼めない人はどうするのか。代理人の資格というものはあるのかなど。

そして、現健康保険証であれば更新手続もなく、交付されていますので、何も心配なく利用ができます。医療現場で情報提供に同意を得て、見られる情報は3週間から1か月前の情報で、医療内容、病名、診療行為までは分からないと言われていますが、それでは何が分かってよい治療になるのか。自治体独自で行っている医療支払いなど、マイナ保険証では分からない。このようなことで、よりよい医療提供につながるのか。マイナ保険証で情報の提供に同意した場合、何年前は見ないでくださいという選択はできないので、中には見られたくない情報も見られてしまうこともあります。もし、この情報提供に同意しなければ、マイナ保険証の意味はなくなり、健康保険証と同じになるのでしょうか。また、同意しなくても現行の保険証と違う意味があるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） まず、1点目のオンライン資格確認ができない場合についてでございますけれども、こちらにつきましては、マイナ保険証をお持ちの方につきましては、医療機関でのオンライン確認ができなかった場合、システムエラー等が発生した場合については、マイナ保険証と資格確認のお知らせという資格の情報を後ほどお送りするのですけれども、そちらの情報を二つ提示していただくことで通常どおり受診いただくことが可能となっております。

また、二つ目の代理人についての資格等があるのかといったところですが、代理人につきましては、代理申請はできます。親族等の法定代理人のほか、介助者などでも代理人

としての申請は可能でございます。

三つ目が医療助成等のことだと思いますが、現在、町といたしまして、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、子ども医療に関しまして医療助成を実施しております。こちらにつきましては、現在、紙の受給者証を交付しているところでございます。これについては、この後、将来的にはマイナ保険証との一体化といったことも考えられますけれども、システム改修等も必要なことから、当面の間は現状の受給者証を交付していくことになります。ですので、受診の際にはマイナ保険証と併せてそちらの受給者証と一緒に提示していただければと考えております。

それと、医療機関ですとか薬局等で閲覧できる情報の具体的な内容ですけれども、処方された薬剤や健康診断の結果のほか、医療情報として受診されました医療機関名、診療年月日、診療識別、診療行為名などとなっております。病名や病歴といったものは閲覧できないことになっております。

情報の反映につきましては、一定の時間は必要となりますけれども、客観的な情報が多くあることによりまして診断や治療の役に立つものと考えております。

また、同意をしなかった場合でございますが、情報の提供に同意する、しないといったものは任意となっております。医療情報や薬剤、特定健診等の情報提供について同意をされない場合につきましては、医療に関する情報の履歴等の確認ができませんので、医療機関等にとっては少ない情報での診断が求められます。ですが、同意しなかった場合におきましても、変わらず医療を受診することができることとなっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 先ほども生活保護の裁判で憲法違反だということが出たというような事例もありました。本当に今、そのようなことがこの当町に起きていないことを願うばかりなのですが、ぎりぎりの生活の中で、短期保険証の方を医療窓口負担10割にするのが、これがマイナ保険証制度なのか、これがよりよい医療の提供をメリットとして挙げる制度なのか、全国民が安心して医療を受けられることが求められています。

現在、資格証明書に加え、短期保険証の方にも、12月2日以降、今持っている期限切れまでは使えるかもしれませんが、その後、医療機関等の窓口負担が10割になるのか、特別療養費の支給という言葉を聞くと勘違いしそうですが、分かりやすい答弁をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 今回の改正によりまして、現行の短期被保険者証の交付並びに資格証明書の交付が廃止となりますが、マイナ保険証となる際につきましても、滞納されている方に対しましては、特別な事情がなく、納付期限から1年を経過するまでの間に、納付勧奨や納付相談の機会の確保、その他納付に資する取組を行ってもなお保険税を納付しない場合においては、特別療養費の支給として、受診した際の窓口負担については一度10割を支払っていただくこととなっております。

しかしながら、12月2日以降の取扱いなのですが、具体的な運用の詳細等につきましては国から別途示されることとなっておりますが、現時点で示されているところではございません。このため、短期被保険者証の方については、現時点では確実に10割負担をいただくといったところについては明確にお答えしかねますので、ご了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） もう本当に2か月ちょっとしか残っていない。その時点でいまだ分からない、どうなるのだろう、私は10割負担になるのだろうかかと本当に心配だと思います。

これに対して、町独自の救済対策はないのか。保険料を納めるにも大変な人が10割負担になったらますます医療を受けることが困難になるのは明らか。誰が責任を取るわけでもない。幸せな生活を守るため、町独自の救済対策を取っていただきたいと心からお願いしたいと思います。このことを本当に入れて、町民が苦しむことのないよう、憲法25条に反するような生活に追われることのないよう、どうかよろしくお願いいたします。

改正法の中には、今まで使われていない保険料滞納世帯主等の言葉が使用されていますが、この保険料滞納世帯主等の意味するものは何なのか、自治体が制裁の処置を行いやすくするようなことではないのか、本当にこれが心配ですので、ちょっとお願いします。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 改正法の条文にあります保険料滞納世帯主等の「等」の部分についてのご質問かと思いますが、国民健康保険法につきましては、保険者が二つ規定をされております。一つ目が、都道府県、市町村が保険者となります、いわゆる市町村国保。もう一つが、土木建築業や理美容などの事業組合が保険者となる国保組合がございます。

こちらの都道府県、市町村が保険者となる市町村国保につきましては、保険料は世帯主に課せられます。また、国保組合については組合員に課せられることから、保険料滞納世帯主と保険料滞納組合員を併せまして保険料滞納世帯主等とされているものでございます。

こちらは、自治体が制裁措置を行いやすくする意味合いが含まれているものではないと認識しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ちょっと一つ戻りますけれども、先ほどの療養費の支給、この療養費の支給というのがどういうことなのか。分からない人が聞くと、負担になるのか、何か支給されるのかと、何か勘違いされる。ここのところをもう少し説明が欲しかったというのがあるのですけれども、よろしいですか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 一般ですと、療養費の支給ということで、病院にかかりますと現物支給というところで、医療費の7割から8割は各保険者が負担をして、自己負担としては3割ですとか、2割の負担に収まるところでございます。こちらは、今回特別療養費の

支給という表現になってございますけれども、こちらにつきましては、先ほど資格証明書のところでのご説明と同様に、窓口負担の際には一度10割を負担していただいて、その後、各保険者のほうに償還払いの申請をしていただくといったこととなります。こういった一応10割を窓口で負担していただくといったものが特別療養費の支給ということでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ありがとうございます。

マイナ保険証を持っていない人は資格確認証が発行されますが、マイナ保険証を持っている人には交付されません。マイナ保険証を持っているのですが、高齢や認知症などで自分で顔認証も難しくなり、4桁のパスワードも忘れてしまうなど、マイナ保険証を利用できない方への対応として、現在の保険証の有効期間中は対応できますが、期限が切れた場合はどのような対応となるのか。マイナ保険証を返納して資格確認証を交付していただくほうがよいのでしょうか。

資格確認証の交付は、また、いつ、どのような形で行われるのか、その対象者の範囲はどういったものか、資格確認証の有効期限を何年にするのか。

また、出生届、これは出産して7日間ですけれども、その出生届とマイナ保険証との一本化にするような話も出てきていますが、こうなると、半強制的となるかと思えます。マイナカード作成も保険をつけることも任意なのですが、どのような対応を考えているのか。

また、資格確認証の2回目以降の発行については申請が必要となるのか、いつまで発行されるのか、まず、そこを聞きます。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） ご質問の件ですけれども、令和6年の12月2日以降については、新たな被保険者証は交付されませんが、現在交付している被保険者証をお持ちの方については、令和7年7月31日まで有効期限がございますので、現行の被保険者証をご利用いただけます。

また、令和6年12月2日以降に現行の被保険者証の利用ができなくなった場合につきましては、被保険者証に代えてマイナ保険証と資格情報のお知らせによる利用、あるいは資格確認証の利用に切り替わることとなります。

資格確認証につきましては、何らかの理由によりましてマイナ保険証をお持ちでない方、またはマイナ保険証をお持ちであっても健康保険証の利用登録をされていない方を対象に交付されるものとなってございます。

マイナ保険証を利用可能な方については、こちらの資格確認証は交付されません。

資格確認証の交付の時期についてなのですが、こちらは一斉に交付する場合と資格移動の際に窓口で交付する場合の二つのパターンがございます。

現行の被保険者証をお持ちの方につきましては、来年の7月頃にマイナ保険証を利用でき

ない方に対しまして郵送する予定でございます。

また、令和6年の12月2日以降に国民健康保険の資格の取得などの異動があった方につきましては、その手続の際に資格確認証を交付させていただきます。

資格確認証の有効期限ですけれども、毎年7月31日までの1年間となります。更新につきましては毎年自動更新で郵送することを予定してございます。

なお、マイナ保険証をお持ちの方、また健康保険証の登録をされている方につきましては、資格情報のお知らせを送付いたします。資格情報のお知らせにつきましては、先ほど申しましたけれども、医療機関等でオンライン資格確認ができなかった場合につきまして、マイナ保険証と一緒に掲示をしていただくものでございます。一緒に提示をしていただくことで通常どおりの受診をしていただけます。こちらの資格情報のお知らせにつきましても、現在被保険者証をお持ちの方につきましては、来年の7月頃に郵送する予定でございます。

それと、出生時のマイナ保険証のご質問があったかと思いますが、マイナンバーカードにつきましても任意でございますので、出生があったからといってマイナ保険証を必ずつくらなければいけないといったことはないものと認識しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） すみません、答弁漏れがございました。

資格確認証の2回目以降の申請が必要かどうかというところなのですけれども、自動更新になりますので、期限を迎える方につきましては7月頃にお送りする予定でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） この2回目以降の発行なのですけれども、これはずっと続くと考えてよろしいでしょうか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 現時点では当面の間となっておりますので、ずっと続くといったところとは考えておりません。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） トラブルが多いのは聞きますが、なかなかマイナ保険証での効果は見えてきていません。顔写真のトラブルが結構多い、これが先ほどのアンケートにも出ていましたが、どうやら患者さんがそのマイナ保険証の顔認証をするときに、枠の中に顔がきちっと入らなければならない、前向きで撮らなければならない。しかし、その原因が、その枠が見えていない人が多いのではないかといったことで、顔認証が難しいと言われていました。

顔認証も分からない、パスワードも分からないという人たちにとっては、本当に大変なマイナンバーカードです。

地方自治体は、国民健康保険法で定めるように、国民健康保険の保険者の地位も有するも

ので、保険者としての地方自治体にとっては、健康保険証の廃止が無関係ではないことは当然です。また、自治体においても、仕事の量などは増えるのではないのでしょうか。

保険の一本化を行うに当たり、住民がいろいろな人がある。一つはマイナンバーカードを保有しているがそれに保険証をひもづけている住民、マイナンバーカードは保有しているが保険証をひもづけていない住民、それと、マイナンバーカード自体を持っていない、そういった方、それぞれを把握する必要があると思うのですが、これは、国でなければ分からないようなところもあると思います。

それに加え、マイナンバーや電子証明書の失効期限の把握、それら住民への通知など、こういったことは、マイナ保険証の加入者の把握、有効期限など、国からそのリストが送られて、それを基に自治体が交付するということなのでしょう。電子証明書も同じような形になるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 電子証明書の有効期限であったり、マイナ保険証の資格について、町のほうで把握をしているのかどうかというところかと思えます。

資格の情報ですとか電子証明書の有効期限等につきましては、通知等、国で把握しているデータ等もございますので、そちらで確認をすることは可能となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ありがとうございます。

マイナ保険証の仕組みでは、転職などに伴う健康保険の切替えなど、社会保険から別の社会保険に移る、脱サラなどして社会保険から国民健康保険へ移る、転居などによって市町村の切替えなど、こういった切替えの手続が終了していない段階では保険証が利用できないため、受診ができないといったタイムラグが生じると、国の発行資料にも記載されていますが、こういったものはどうなのか。

特に、社会保険から国民健康保険への切替えのときに、トラブルでマイナ保険証が読み取れない場合があるといいます。被保険者資格申立書を記入し、提出が必要となることもあります。しかし、これを書くに当たって、資格情報のお知らせの紙を確認しながら記入しなければならないということなのですが、本当に手間も増えてきます。

資格証明書や短期保険証を廃止し、一旦窓口での10割を負担させる、償還払いのハードルが今より下がることがとても心配です。トラブルはもう起こらないと責任を持って言えるのか。これが本当に責任を持って言えるまで、現状を認め、受診のときまで今の保険証を持参することを提言していますが、これは、まだトラブルが起きるかもしれないよというための、この保険証を持っていきなさいということです。

これは、この洞爺湖町でもそういうことを推奨していると思います。本当に大丈夫か、そして、現行の保険証を、実績がきちっとできるまでは最低でも継続させるべきだと考えています。

町として、その方向で努めるべきではないかと感じています。町のその努力を聞きたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、今野議員からございました国民健康保険制度、また健康保険者等ですね、まずは、この制度変更には、基本的に国の承認が必要であると、やはり基本的な制度を変更するには、国の法律を変える必要があります、これは、地方自治体の権限を超えているということをご承知いただきたいと思います。

一方で、自治体の独自の施策の一つとして、例えば自治体が国に補完する形で、独自の施策を行うことは可能かと思えます。例えば国民健康保険ですとか保険証に関する相談窓口の強化を行うとか、さらには町民に対して国民健康保険証制度を分かりやすく説明して、適切に運用するための調整役としての役割をしていくといった点で、現行の保険証を継続することはできませんので、ご理解いただけるようお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 制度は変えられませんが、先ほど言った、名古屋の保険証、資格証明、そして短期証明、その発行をゼロにしたと、それは国が言っていることなのだ、それを守ったらこうなったという、本当に制度を変えるというよりも、守るというふうにすれば、こういったこともできるかと考えています。

どうか住民の方が安心して医療にかかれる、そういった体制を守っていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上で、終わります。

○議長（大西 智君） これで、5番、今野議員の質問を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を1時40分といたします。

(午後 1時31分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午後 1時40分)

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、10番、石川諭議員の質問を許します。

10番、石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 10番、幸福実現党の石川諭でございます。

通告に従って、今回、洞爺湖町のゼロカーボンについてと洞爺湖町の救急車の出動状況について、2点お伺いしていきたいと思えます。

まず初めに、ゼロカーボンについてなのですが、2013年度の基準年度排出量の設定値は幾らかということなのですが、この基準年度排出量は誰がいつ決めたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、2013年度という基準が、なぜ2013年度になったかといいますと、東日本大震災前までは日本は世界と比べると省エネ大国というふうに言われてございましたが、東日本大震災以降は原子力発電所の稼働が停止して、化石燃料、石炭等々による火力発電が電源構成の主になったことから、世界的に見ても二酸化炭素を排出するようになったのがこの2013年度ということで、そういった2013年度を基準年度と国が設定したというところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 2013年度ということでありますけれども、その排出量のトン数はどれぐらいなのか、お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございます二酸化炭素排出量の基準年度となります2013年度の排出量につきましては、現在、洞爺湖町地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定作業を進めておりますが、昨年度実施いたしました町民及び事業者向けアンケートを実施し、そのアンケート調査のエネルギー消費量の結果を基に、2013年度、2020年度、2030年度、2050年度の二酸化炭素の排出量の拡大推計を実施したところ、2013年度の洞爺湖町の二酸化炭素排出量は9万2,000トンCO₂となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 別の資料では、当初国が、環境省が出している当初の年度というのはもうちょっと多かったと思うのですけれども、国の示した環境省のトン数が9万8,000トンというふうに聞いておりますけれども、この差というのは、先ほどおっしゃっていましたが2013年度アンケート調査によって遡って拡大推計した値ということでよろしいでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 議員お見込みのとおりというふうに思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

それでは2番目に、2030年度の排出量46%削減した目標値というか、基準値は幾らかということなのですか、こちらのほうをお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございます。

洞爺湖町における2030年度の二酸化炭素排出量の目標値につきましては、先ほど答弁いたしました2013年度の9万2,000トンCO₂から46%削減しますと、4万9,700トンCO₂となります。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 確認なのですが、国が示したのは先ほど9万8,000トンというところでおっしゃっていましたが、これで46%ということになりますと5万2,920トンと単純計算ではそうなるのですが、先ほどの2023年度のアンケート調査の推計ということで9万2,000トンということですのでよろしいのですね。大体少しは下がっているのですが、一応国の推計値よりもアンケート調査のほうがやはり少なかったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 議員のお見込みのとおりというふうに思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） それでは3番目に、この計画期間はいつまでかということでお伺いしたいと思います。2021年度、令和3年から2030年度ぐらいということなのですが、ちょっとその辺のところをもう少し詳しく教えてください。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、現在洞爺湖町で策定作業を進めております洞爺湖町地球温暖化対策実行計画区域施策編の計画期間につきましては、2025年、これは令和7年度になりますが、2025年度から2030年度、これは令和12年となります、2030年度までの6年間としてございます。2030年度以降につきましては、この計画を見直ししながら、2050年、令和32年度になりますが、2050年度のカーボンニュートラルを目指すこととしてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ちょっと確認なのですが、2030年度以降はまだはっきりしていない。一応2050年までは状況を推移しながら見ていくということなのですが、具体的にその状況ということは決まっているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 当該計画につきましては、策定当初から2030年度が2050年度までの間の中期目標で46%というふうになってございます。2030年度以降は、おおむね10年ごとの計画期間として、最終的な2050年のカーボンニュートラルを迎えるというような見込みでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

それでは4番目、2030年度まで残り6年間で46%の削減が可能なのかということをお伺い

とお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、洞爺湖町の現状から申し上げますと、先ほど答弁させていただきましたが、2030年度46%削減目標を達成するには、2013年度の9万2,000トンCO₂から46%削減しますと、二酸化炭素排出量を4万9,700トンCO₂としなければなりません。

昨年度実施したアンケート調査結果に基づく推計に加え、二酸化炭素排出量を推計するための国から示されている係数、これにつきましては技術革新による省エネや電気をつくる際に含まれる化石燃料の割合などを加味した係数となりますが、これを基に試算しますと、2030年度の二酸化炭素排出量は5万6,700トンCO₂と推計されてございます。

これにより、2030年度の目標となります4万9,700トンCO₂から推計された2030年度の二酸化炭素排出量5万6,700トンCO₂を差し引きますと、目標を達成するためには7,000トンCO₂を削減しなければなりません。洞爺湖町の森林による吸収量が9,000トンCO₂とされているため、これを相殺しますと、2030年度二酸化炭素排出量は4万7,700トンCO₂となり、目標を下回ることを予想されております。

しかしながら、あくまでもこれは推計でございます。対2013年度46%削減目標は非常に高い目標であるというふうに認識してございます。町民の皆様に脱炭素の重要性についてのご理解と二酸化炭素排出量削減に係るご協力をいただき、2030年度46%の削減を達成したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ちょっとよく分からなかったのですが、推計値が2020年度は8万7,300トンなのなのですが、これはアンケート調査ですね。2030年度が5万6,700トンの予定なのなのですが、これを差し引くと3万600トンなのですが、推計値でいくと5万2,920トンで、これを引いても3万4,380トン減らさなければならないということなのですが、その内訳というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 2020年の実績といいますか、2020年のアンケートによる推計されたものから2030年の先ほど申し上げた5万6,700トンを差し引いた残りの3万600トン、これをどういった形で削減していくのかというご質問のことと思いますが、詳しい内訳については、主なものとしたしましては、やはり一番大きいのが、うちの町でいいますと製造業に当たるわけですが、そこで約5,000トン、建設業で300トン、農林水産業で約2,000トン、業務その他、これは公務機関である我々自治体も含まれるのですが、これで約700トン、また、家庭では9,000トン、運輸では6,000トン、これら合わせるとおおむね3万トンというふうにございまして、そういった形で2030年度の目標達成を推計しているところではございますが、これにつきましては、2020年度では加味していない、電力の1キロワットアワー当た

りに占める化石燃料の割合が国の推計の数値を使っていますことから、単純にそれらを現在の昨年実施したアンケートに当てはめると、先ほど説明した5万6,700トンまで下がるというような推計の結果でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございました。

先ほど洞爺湖町の森林の面積によって森林吸収率が9,000トンというふうにおっしゃっていましたが、洞爺湖町の森林面積ってどれぐらいなのでしょう。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 対象となりますのが一般民有林でございます、これらの面積が2,350.8ヘクタールというふうになってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） この2,350ヘクタールで9,000トン吸収可能だということの答えでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） お見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

これで、大体2030年までには5万6,700トンまで下がって行って、ほぼ目標は達成できるというような答えだったと思います。それで、一応2030年度まではカーボンニュートラルは何とか達成できそうだということを理解しました。

それで5番目なのですが、2030年度と2050年度、省エネの取組による削減分はどれくらいかということをお聞きします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、2030年度までに省エネ設備の導入や省エネ行動による取組で削減する量につきましては、2030年度までに再エネ導入がなかなか進まないということを想定いたしますと、2013年度の二酸化炭素排出量9万2,000トンCO₂から2030年度の二酸化炭素排出量の推計値である5万6,700トンCO₂から差し引きました3万5,300トンCO₂となります。また、2050年度につきましては、同様の考え方で申し上げますと5万2,200トンCO₂となります。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 2030年度までは省エネへの取組というか、そういうものを使わなくてもほぼ達成できるというふうなことをおっしゃっていたのですが、2050年度は省エ

ネの分で5万5,200トンですか、これは達成可能なのかということをお伺いしたいです。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） この5万2,200トンという数字は、あくまでも2013年度と比較しての数字となります。当然人口減少等々そういったことも見込まれますので、2050年当時の人口に対しての削減量というのは、必ずしも省エネによる削減量としては5万2,200トンになるものではないというふうにご理解いただければと思います。

また、先ほども申し上げましたとおり、国から示されております電力1キロワットアワーをつくるのに含まれる化石燃料の割合が今後もどんどんどんどん減っていくものというふうにご想定されておまして、そういったものを加味しての先ほどの数字となることをご理解願います。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

それでは、一応省エネの部分が、まだ人口減少とかそういうものを加味していくと5万5,200トンということにはならないということで、数字がまだはっきりしておりませんが、それで6番ですね、再エネ導入による削減分は幾らかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、2030年度、令和12年度になります。2030年度までに再エネ導入による削減目標といたしましては、一部の公共施設への導入として100トンCO₂を目標とさせていただきます。また、2050年、令和32年度になります。2050年度につきましては、町全体で3万9,800トンCO₂を削減することを目標とさせていただきます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 2050年度が3万9,800トン削減ということなのですが、再エネ導入に対して本当に削減ができるのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 2050年度の3万9,800トンという数字につきましては、先ほど来議員からのご質問にもあります、省エネに係る部分を頑張って絶対に減らせない量が、この3万9,800トンCO₂となっております。

これにつきましては、吸収による削減と再エネ導入による削減しか、この9万8,000トン削減することができないものとなっておりますので、これについては必ず達成しなければいけない目標であるというふうにご認識させていただきます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 省エネは本当に、もうそろそろ冷蔵庫とかいろいろ省エネの電気製品があるのですけれども、そうかといってそんなに多くは引き下がらないと。本来であれば再エネ導入によることを考えなければならぬのですけれども、再エネ導入に係ることで、どういったものを取り入れれば3万9,800トン、これを下げられるのかという、再エネの導入の方向というか、そういったものをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 現在、地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定してございますが、その策定委員会の中でも、洞爺湖町で導入可能な再エネといたしましては、太陽光発電であるとか小水力発電、また地中熱や地熱、温泉廃熱等々による再エネの導入が可能ではないかというところで現在検討してございます。

また、洞爺湖町の再エネルギーのポテンシャルといたしましては、導入効果ですね、再エネを導入した場合、これはあくまでも最大ということで聞いていただきたいのですが、89万4,000トンほど再生エネルギーの可能性を秘めた町となつてございますが、ただ、風力発電とか、どうしても洞爺湖町のまちづくりの障害と言いますが、そういったものを差し引きますと陸上風力ですとか、あと大規模な土地における太陽光発電、こういったものを差し引きますと14万1,000トンCO₂という結果が出てございます。

ただし、これはあくまでも最大というところでお聞きしていただきたいのですが、可能性としてはそれぐらいあるというところですので、これについては官民を挙げて、官民といいますか、町民ですとか事業者、また当然我々行政もそうですが、三者で力を合わせて、これら再エネ導入に最大限に取り組んでいかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

再エネ導入なのですけれども、具体的に太陽光発電とか風力発電とか地熱発電とか、それから太陽パネルとかありますけれども、洞爺湖町においては土地が限られているので、どういったものを選ぶかということなのですけれども、その有効な手段というものは何かあるのか、太陽光パネルですね、具体的に何かあれば教えていただきたい。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） まず、太陽光発電の、先ほどちょっと洞爺湖町のポテンシャルという部分でもうちょっと詳しくお話しさせていただきますと、これは現在ある建物、住宅ですとか公共施設を含めて、それらの屋根に太陽光パネルを載せたときには、洞爺湖町のポテンシャルとしては4万3,000トンCO₂が挙げられております。

仮に建物の全部に太陽光パネルを可能な限り載せたとすれば、先ほど申し上げました3万9,800トンCO₂を上回る発電量となりますが、これについても人口減少等々が進んで建物が減ってくればなかなか難しい部分ではあります。

こうしたことから、太陽光パネルだけではなく、小水力発電などあらゆる可能性のあるものを洞爺湖町における再生エネルギーとして導入しなければなりません。

それにつきましても、現在のところ、国で加速化交付金というのを用意してございます。それには、一般家屋に設置する太陽光パネルに対する補助金なんかにも使えるような内容となっていてございまして、それについては北海道のほうで現在中心となっていて、北海道が窓口になって各市町村における事業にそういったお金を使えないかというところで北海道のほうでも現在検討されておりますので、そういった財源を有効に活用しながら、洞爺湖町にも太陽光パネルですとか様々な再生可能エネルギーを導入していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 今、太陽光パネルが有効だというふうなお話をしていましたけれども、太陽光パネルもいろいろ問題がありまして、中国から来る太陽光パネルというのはあまりよくないとか、いろいろな問題がありまして、太陽光パネルがどうなのかということもありますけれども、私は去年12月の一般質問で申し上げたのですが、太陽光パネルの設置については、洞爺湖町の景観を損なわないようにするということがあったのですけれども、そのことは守られるのかどうか、伺います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） その考えには、今現在も変わりはありません。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

今、電気代が高いというのは化石燃料の高騰によるものが大きな原因ではあるのですが、エネルギー問題をどうするかということを考えるときであると思います。また、安定した電気代を考えるならば、原子力発電のことも見直していく必要があるのでは、その時期でもあると私は考えております。

そして、この再生エネルギーの導入は時の流れとして理解できるのですが、問題なのは再エネ賦課金です。再エネ賦課金というのは再生可能エネルギー発電促進賦課金であって、これはもう本当に、言わば税金なのです。太陽光発電や風力発電の再生エネルギーの買取りに必要な費用を賄うための賦課金ということで、賦課ということは税金などを割り当てて負担させるという意味ですから、再エネ賦課金は実質的な税金と言えると思います。ですから、この再エネ賦課金は問題なのですけれども、今、再エネ賦課金というのは1キロワット幾らになっていますでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 再エネ賦課金につきましては、2024年現在では3.49円となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

ほぼ3.5円なのですけれども、一般家庭では毎月900円とか1,000円ぐらい高く賦課金が割り当てられているということで、本当に再エネ賦課金というのは何とかしなければいけないなというふうに思っているのですけれども、洞爺湖町の再エネを導入すればするほど町民の負担は増えていきます。それでも町は再エネを導入して、町民に対して負担をさせるつもりであるのかということが一つと、それから、国から再エネを促進させろと言われていていると思うのですけれども、町民がこの賦課金に困っているのに、国に対して何とかするつもりはないのか、この2点を町長ちょっとお伺いします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、石川議員のほうからございました再エネについてですけれども、まずは、この2050年3万9,800トンというのは大変大きな数字だと思っております。これには本当に町民の皆さん、同時に石川議員からもご提案いただきながら、やはり削減に向けていかなければいけないのですけれども、特に国の政策でございますけれども、エネルギー政策というのは、やはり地方自治体の独自の判断を超えたものでございます。もうそういった点で自治体の権限を越えた中で、いわゆる再生可能エネルギー発電促進賦課金、再エネ賦課金については、現状といいますか、議員もご承知のとおり、平成24年7月に電気事業者による再生可能エネルギーを用いて発電された電気についてでございます。そういった点で、今、さらには全国一律の単価を年度ごとに経済産業大臣のほうで定めているところでございます。

こういった中で、ただ、この目的というのをやはりもう一度確認しなければいけません。再エネ賦課金の目的というのは、やはり国内の再生可能エネルギーの普及を促進することであり、固定価格買取制度により一定価格での買取りを約束することで再生可能エネルギー事業の利益が安定し、事業が継続しやすくなるということでございます。

そういった点で、国の事業でございますので、当該賦課金について、私どもの自治体がどうのこうのという話ではないと考えているところでございます。

このような厳しい中ではございますが、やはりまずは町民の皆さんと一緒に、このゼロカーボンに向けて進めていく。まずは2030年の目途、さらには2040年、2050年ということで、再エネだけではなく、やはり啓発についても、議員からの意見を聞きながら、ご提案いただきながら進めていただければ幸いです。と思っています。ところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 町長、ありがとうございます。

私も国の政策なのでどうのこうのというのは無理だと承知しながらも、一応やっぱり何とかしなければいけないということを私は思っていますので、本当に再エネというのは、日本の全国民に負担をかけるということであって、本当に何が正しいのだろうということをやっ

ぱり考えていかなければいけないのでないかなというふうに思ったものですから、ちょっと啓発というか、そういうことで申し上げました。

それでは、ゼロカーボンについては終わらせていただきます。

それで次に、救急車の出動状況なのですけれども、なぜこれをちょっと取り上げたかというのと、全国的に救急車をタクシー代わりに利用するケースが報道されており、問題が社会化してきております。そこで、今日は救急車の活用について考えてみたいと思います。

必要な患者に救急車をと考え、救える命を確実に救うためということをテーマに今回この問題を取り上げてみたいと思います。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

救急車の出動件数が令和元年から2年、3年にかけて減少しているが、その原因は何かということをお伺いします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） まず、今回のご質問に対する答弁につきましては、西胆振行政事務組合洞爺湖支署の内容の確認に基づくものの答弁になりますので、あらかじめご承知おきをいただきたいと思います。

先ほどの救急車の出動件数、令和元年から2年、3年にかけて減少をしているが、その要因は何かというご質問でございますけれども、令和5年の西胆振行政事務組合の消防年報によりますと、管内全体の救急出動件数は、令和元年の2,479件に比しまして、令和2年は2,156件、令和3年につきましては2,146件と1割以上減少してございます。

大きな要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によります外出の自粛などの国民の行動変容によりまして、急病、交通事故及び一般負傷の減少につながったものと考えられるとのごとでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

一応コロナが一番大きな要因だというふうにお伺いしましたが、その他の要因というのは何か見当たらないのでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、議員のほうからも今ございましたとおり、やはり感染症の拡大によりまして住民の行動そのものが感染を避けたいという意識が働いたことが減少となった要因と伺ってございます。このほかに、出動件数が減少となった要因はないものと推察されるというふうに伺ってございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

それでは2番目です。令和3年から4年、5年にかけて再び出動件数が増加しているが、

その要因はということでお伺いします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、消防年報によりますと、令和3年の2,146件に対しまして、令和4年は2,438件、令和5年につきましては2,724件と2割以上上昇してございます。これは、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行しまして人の流れが回復したことにより、交通事故、それと一般の負傷、急病件数がコロナ禍前の水準程度までに戻ったことが大きな要因と考えられるというふうに伺ってございます。また、熱中症による急病患者の増加傾向も確認されているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

外国旅行者が通常に戻ってきたと、インバウンドが増えて回復してきたという、そういう傾向によって上向いてきたというふうに理解してよろしいかと思うのですが、それでは3番目、急病で出動する件数中、出動全体に占める割合はということでお伺いします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

西胆振行政事務組合全体では、令和5年の救急出動件数は2,724件中、急病によります出動は1,846件でございます。割合にしまして67.8%となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

急病で出動する件数が67.8%、7割近いということなのですが、つまり、交通事故やけがよりも病気で出動する件数が断然多いという傾向にあるということだと思います。そういうことで、一応救急車の出動というのはほとんどが急病、3分の2ぐらいが急病で出動しているというのが現在の状況であるということが確認できました。

4番目、急病搬送者において、死亡も含め中等症以上の割合と軽傷者との割合を比較してみると、入院の必要がない軽症者が意外に多いが、その割合はということでお聞きします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

令和5年の救急出動の実搬送人数につきましては2,407人でございます。うち1,634の方が急病によるものとなっております。また、そのうち706の方が軽症となっております。割合にいたしまして43.2%となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

軽症者が706人で43.2%ということなのですが、死亡と重症と中等症、これを合わ

せると927人ほどになるのですけれども、この割合が56.8%ぐらいになるということだと、やっぱり軽症者が4割ちょっとと多いと、つまり搬送されたけれども入院に至らなかったというような軽症者が43%もあるということですね。そういうふうな軽症者が多いということを確認できました。

それで5番目なのですが、軽症者の要因は何か、症状と要因を探って住民に公表すれば、出動の予防対策になるのではということではちょっとお伺いします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

救急車は緊急性が高いときに使用するべきでございますけれども、患者さんやご家族の中には、軽症であっても、けがで出血があるときや、急な体調不良に驚いたり、不安になり、救急車を要請してしまう場合も考えられると伺っております。一部には、タクシーなどの公共交通機関がない夜間などに病院への移動手段として要請される場合も推察されるのと伺っております。

また、出動の予防対策の関係でございますけれども、西胆振行政事務組合におきましては、救急件数の増加による現場到着の遅れや4割を超える方が軽症である状況を踏まえまして、各市町の広報紙、それとホームページなどを用いまして救急車の適正利用について啓発に取り組んでいると伺っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

本当に軽症者が多い中で出動しなければならないということが問題になっていまして、それで、消防では情報の啓発ということでホームページや、それから広報紙に掲載しているということを今お聞きしました。

この辺ではないのですけれども、大都市なんかでいきますと、看護師が常駐していて、症状に対して救急車が必要かどうかということで聞いてくれる。つまり、救急を受けた段階でトリアージというのですか、トリアージというのは、緊急時に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急や重症度に応じて治療や搬送の順位を決めることということになっているのですけれども、その救急を受け付けた段階で、これはどうなのだろうということを判断する際に、看護師が常駐していて、そのような状況を判断して、患者さんとお話をして、それがどうなのだとということを指示してくれると。その間に救急の電話がかかってきたら対応するというふうな形で、大都市なんかではそのような形でトリアージをする看護師が常駐しているということも聞きました。これは洞爺湖町ではないのですけれども、大規模災害なんかが発生した場合に非常に有効な方法であるなというふうにちょっと感じました。

それでは6番の冬場より夏場が多い理由というのがちょっと分からないのでお伺いします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

令和5年の救急出動件数につきましては、夏期を含む7月以降の救急出動が多くなってございます。この変動につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類への移行後に、救急出動が総体的に増加に転じたことによるものと考えられており、冬場と夏場のような季節的な要因になるものとは判断できないと考えていると伺ってございますが、コロナ禍前であれば、夏期の観光シーズンにおけます観光客の増加に伴いまして救急出動も増加する傾向にあったと伺ってございます。令和5年につきましては、熱中症による搬送件数も急激に増加している状況と伺ってございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 天候とか気候とかの関係はということを知りたいと思ったのですが、一応やっぱり気候というか天候ですね、去年なんか特に暑かったのですが、熱中症が多かったということで100件を超えていたというようなことをお聞きしましたので、やはり暑い夏場が出動が多いというのは、暑いとき、猛暑のときにはやはり多くなるのかなというふうに考えており、分かりました。

それで次に7番、外国人が増加しており、言葉の障害が起きているので、救急専用の携帯アプリを導入していると聞かすが、その効果はどうかということをお聞きします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

西胆振行政事務組合では、外国語の翻訳アプリを導入しまして、救急現場で外国人の傷病者の対応に使用しているとのことでございます。また、外国人の傷病者が自らスマートフォン等の翻訳アプリを使用しまして症状等を直接伝えてくる場合もあると伺ってございます。

外国語翻訳アプリにつきましては、30の言語以上に対応してございまして、音声を取り込んで翻訳をして出力をしたり、画面上での文字による確認も可能であることから、非常に効果が高いとの報告を受けてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

それで、一応私もアプリの導入ということでお伺いし調べてみたのですが、総務省の管轄で、国立研究開発法人情報通信研究機構、NICTというところがありまして、これは救急隊用に開発された専用アプリで30言語に翻訳可能であると、そのうち15言語は救急現場で使用頻度が高い46項目の会話が定型文として登録されているということで、このようなアプリがあって、名前はボイストラというアプリなのだそうです。これは多言語に翻訳して、31言語とかと言っていますけれども、これは全て無料でダウンロードできますので、もし皆さんが興味があるのでしたら、いろんな翻訳できるので、ボイストラという無料アプリをご利用していただければいいかなというふうに思っております。

それからもう一つ、消防の方に後で聞いたのですが、勤務以外のときに英会話や手

話などの勉強をしていると聞いたのです。自分の時間を使ってまで自分自身が研さんを積んでいるということにすばらしいなと感じました。

以上、そういうことをちょっと感じたわけなのですけれども、最後の8番、三重県松阪市の事例で救急車の有料化とあるが、その検討は必要かということなのですけれども、先ほど冒頭でお話ししましたように、必要な患者に救急車を、救える命を確実に救うということで、これは三重県松阪市の事例ではあるのですけれども、救急搬送で入院しなかった場合の方から、救急車を使った人から7,700円、一応7,000円の消費税かと思うのですが、徴収すると決定して、新制度1か月で出動件数が約22%減少したということなのです。

例えば、伊達市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町で当てはめると2,724件、令和5年度なのですけれども、出動件数があつたのです。22%というところと599件、約600件減少することができるという、そういったこともあるので、これをすぐ実施しようとかということではなくて、今ちょっと例を示したわけなのですけれども、必要な患者に救急車をということで、救える命を確実に救うためと考えると、今後は救急車の有料化ということの検討が必要かということをお伺いします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまの質問の件でございますけれども、救急車の有料化の件でございます。

議員のほうからもございましたけれども、松阪市を含む一部の地域におきまして、救急搬送された患者から病院が保険外費用を徴収する取組を始めている状況でございます。この手法につきましては、西胆振行政事務組合管内におきましてそのまま適用できる制度ではないということで現在認識をしてございます。西胆振行政事務組合におきまして、この制度の検討の必要性並びに協議を行うべきではないかということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

今後ますます高齢化が進み、また、夜タクシーもない状態が続くと思われるので、今後ますます通報が入って救急車の要請が増えると見込まれるので、そこをどう考えているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

議員のほうからもございましたけれども、軽症患者が救急車を利用して病院利用のケースが増えると、その対応についてどういうふうを考えているのかというご質問かと思っておりますけれども、今後において、まず生まれ育った地域が本人にとって安心できる場所であることなどから、お子さんと離れて暮らす独り暮らしの高齢者の方が増えることが想定をされます。病院への移動につきまして、軽症であっても救急による搬送の依頼をする場合、また、タクシーを利用したくても営業時間外であること、また、自宅にタクシーが到着するまでに時間

がかかることなどから、病院までの移動の手段として救急車を利用するケースが増えることも当然想定されるかと思えます。

その状況下におきまして、ご自身が軽症か重症かが分からず、どのようにしたらいいのかわからない状況において、救急の要請をすることも当然想定をされます。傷病を受けたご本人が軽症と思っけていても、重症の場合も当然想定をされます。軽症か重症かを行政事務組合の職員の方が先方からの電話のみで判断することの難しさ、実際に現場でご本人の症状を確認することも必要なケースもあるかと思えます。

救急の連絡があった際の対応につきましては、そのときの判断が大きく左右するものと考えておきまして、ご本人の命にも関わることもございます。この対応につきましては、重複した答弁にはなりませんけれども、救急対応を行っている西胆振行政事務組合におきまして、軽症患者などを含む救急搬送の今後の対応の検討の必要性について協議を行うべきではないかというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

今回、一般質問で現場の聞き取り調査をしていく中で、先ほど消防の方が英会話や手話などを勉強して自分自身の研さんに努めていると話しましたがけれども、大変努力されていると感じました。これからも、洞爺湖町や地元住民の命を守っていくという仕事に対しまして、改めて感謝の意を表したいと思えます。それで、今後とも頑張ってくださいなと思えます。

以上で、これで9月会議、私の一般質問を終わります。

○議長（大西 智君） これで、10番、石川論議員の質問を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を2時45分といたします。

（午後 2時34分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時45分）

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、9番、越前谷議員の質問を許します。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 9番、越前谷でございます。

これから、通告いたしました案件について質問させていただきますが、議長、訂正をお願いしたいと思います。私の通告がまずかったのですが、実は上から4行目に、「国は①地方は」というところは「地方に」で、「地方に仕事をつくる」、こういうことで訂正お願いいたします。

○議長（大西 智君） それでは、訂正がありますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（越前谷邦夫君） それでは、早速であります、これから一般質問させていただきま
すけれども、毎回申し上げておりますが、一般質問というのは政策論争の場であるわけであ
りますから、できるだけ大局的に、今回は特にトップリーダーから、ナンバーツーあたりか
らの答弁を極力お願ひしたいなと思っております。

まず、未来を見据えた第2期洞爺湖町まちづくり総合計画について、この1点のみであり
ますが、質問させていただきたいなと思ひます。

5月であったわけではありますが、民間組織の日本創成会議は、2050年までに消滅可能性自
治体、全国で896自治体になると。そして、道内は179自治体中147の自治体が消滅をしてし
まうと、そういう自治体を発表したわけであります。とりわけ、洞爺湖町も消滅可能性自治
体に指摘をされたわけでございます。

この地方創生というのは、いわゆる安倍政権が発足をされて2014年から本格化されたもの
であります、この10年を振り返ると、政府は、地方創生であるとか、あるいはまた、ま
ち・ひと・しごと創生などの地方活性化対策を打ち出して、各自治体に取組を呼びかけたと
ころであります。

私も、この10年間というのは、このまち・ひと・しごとの創生ということで何度も質問さ
せていただいておりますが、いわゆる国が枠組みを用意して、そして自治体ごとに戦略を策
定させたと。国がその戦略を見て、認めれば交付金を出す仕組みになっているわけであり
ます。

そして、国の四つの目標というのは、先ほど訂正を求めたわけではありますが、一には地方
に仕事をつくる、それから二つ目は人の流れをつくる、三つ目は結婚、出産、子育ての希望
をかなえる、それから四つ目は魅力的な地域をつくるのだと、これが10年間の地方創生の四
つの目標であったわけではありますが、したがって、トップリーダーに伺ひます。

この消滅自治体ということがマスコミ報道で明らかになったわけではありますが、その紙面
を見てどんな見解を持つようになったのか、それをまず答弁お願ひいたします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございました、本当に新聞記事を見たとき、消滅
ということで非常にショックを受けたところでございますけれども、そういった中でも、や
はりこの日本の人口減少というのですか、回答というのがなかなかないのかなと思ってい
るところでございます。

短めに行きます。そういった面で、下り坂の下り方をやはり考えていかなければいけない
というのは一つございまして、小さくても幸せに生きられる地域というのはあると思うので
すね。そういった点も考えると、例えば1点だけ、日本の人口が1億人を割ったら大変だど
いう、これも人口推計でございましたけれども、現実には今、イギリスが6,700万人、そし
てまたドイツは8,300万人で、北歐がやはり数百万人ということで、やはりきちんと成り
立っていると、幸福度も教育のレベルも高いと、そういった点を考えると、しっかりと支え

ていければと思います。

先般7月25日ですけれども、西胆振の人口17万人割れという中で、何とか今回社会増減の中で壮瞥町と洞爺湖町が若干増えておりますので、そういった点で引き続き議会と連携しながら様々な政策を打ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今答弁されたとおりのだろうなと思います。

この周辺では、壮瞥町が消滅自治体ということで指摘をされていないのですよね。それはどういうことかということ、壮瞥は、これから徐々に申し上げていきますが、20歳から39歳までの特殊出生率に関係する方々が非常に多いと。洞爺湖町も余談になりますが、2050年までに、これは14歳から39歳までで大体240名ぐらいになると、生存しないと、そういうことであるわけでありませう。

それで、結果的に、この地方創生というのは一体地域に何を残したのか、これを考えてみたいと思うのです。それはどういうことかということ、当然まちづくりを進めるのに当たっては、いろんな事業をやるにしても財源が必要です。その財源を獲得するために、似たような計画をどの町でもつくり上げていった。豊浦町でも、この辺では伊達市でも室蘭市でも登別市でも白老町でも、とうとうどの自治体も似たような人口減少に歯止めをかけるような戦略、計画をつくり上げた。

それはどういうことかということ、交付金の獲得です。財源の確保というのは、交付金の獲得、それに情熱を持ったわけでありまして、結果的には、移住者の誘致合戦に終わった側面があると。いわゆる人口の奪い合いだけに終わったこの10年ではないのかと。そう自分は分析をしております。

これは課長にお伺いするのですが、この地方創生交付金、この10年間で総交付額は幾らなのか。それから、どうこの10年間というものを行政は検証、検分を図って、どのような総括を行っているのか。この10年間というのは、この地域にいろいろな改革、変革をもたらせたと思うのです。したがって、どう地域に変革をもたらされていたのかというのを端的に、あんまり長々と答弁しないでください。お願いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） まち・ひと・しごと総合戦略ですけれども、現在洞爺湖町も第2期の総合戦略に向けて取り組んでいるところでございますけれども、この計画を策定して交付金という、直なまち・しごと交付金という名目では交付金のほうは国のほうから交付されてはございませんけれども、それぞれの計画に沿った中で各事業を、それぞれ人に関すること、町に関すること、仕事に関すること、それぞれ町、計画の中で取り組んでいますけれども、その中で国の交付対象事業になるものについては交付申請しているというような流れでなっております。

この10年間の総括で申し上げますけれども、まず、国の地方創生法の下、2015年から約10

年間、これまで有識者の意見を取り入れながら施策や事業に取り組んできております。この中で、まず一番目標にしているのが、今言われたとおり、人口減少にどう対応するか、そのまちづくりについてということで、国立社会保障・人口問題研究所というところが人口の推計値を出しておりますけれども、これによると2060年には洞爺湖町が今の人口の3分の1に減るという予測をされております。

それを、そこに近づける、そのとおりになるのではなくて、それを少しでも上回る町の施策というのをこれまで行ってきたところでございますけれども、その中の一つで申し上げますと、効果の出ているものと出していないものもあるのですけれども、出ているものについても、先ほど言われましたとおり、社会減については若干ではありますけれども、先ほど町長が申しましたとおり、転出が転入を令和4年度以降上回っているような状況でございます。効果が出ていないところで申しますと、出生数だとか、そういったところが非常に少ないのかなと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今質問でね、この10年間で地方創生交付金は総額幾らぐらいということは、事業をやって認可を受けたら交付金が入ってきているわけだから、それは10年間でどのぐらいあったのですかって、これはこれからの後の質問のほうに触れていくものだから、それを明確にしてもらいたいと思うのですよ。

10年間の検証、検分をやって、後でまた触れるけれども、とにかく交付金が幾ら10年間で交付されていたのか、その総額を教えてください。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 地方創生の臨時交付金、コロナのときに出たような交付金だとかそういうのは恐らく今言われた趣旨には合わない交付金だと思いますので、この地方創生の計画をつくって、それに基づいた交付金ということで、この10年間幾ら入ったのかということですが、それはその名目で国から直接市町村に交付金という形で、まち・ひと・しごと創生交付金というような名目ではちょっと入ってきておりませんので、幾らトータルで入ったのかということの集計までは、申し訳ありませんけれども、できておりません。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） まちづくりを進めるのに当たって、そういう総括が大事なのです。こういう事業をやって、国からの交付金がどのぐらい入ったのか。これは、やはりしっかりと今言えないのだったら言えないで結構だけれども、そういうところを検証、検分を図って、次のステップに進んでいくということを考えれば、これはやっぱりどのぐらい入ってきたのかということは分からないということにはならない。これは後で結構ですから、教えてください。

それで、この地方創生というのは、先ほどから申し上げているように人口減少の克服であ

るとか、あるいはまた、東京一極集中の是正であるとか、これが大きな狙いであったのですよね。私は昭和58年に議員になりましてから一貫して広域行政の在り方であるとか、あるいは議員になってすぐ、こういう波風が打ち寄せてくるぞと言われたのは、情報化時代が来るぞと、高齢化時代が来ると、それから国際化時代が来るぞと。だから、そういう波が打ち寄せてきたときにしっかりと対応できるような、当時は旧虻田町でなければならないというね、そういう理念に基づいて当時の首長ともいろいろ議論を深めてきたわけでありましてけれども、実際に今考えてみると、40年たっていますけれどもね、ああ、そういうやっぱりずっと先輩議員の方々が申し上げた、あるいは行政マンの方々が申し上げたとおりの社会変動になっているという受け止め方をしているのですよ。

それで、行政の考え方というのは、ちょっとどうも考え方というよりも総括の仕方は遅いなと思うのだけれども、それでは聞きますよ、いいですか。

2024年7月から8月にかけて、47都道府県知事と1,741市区町村長にアンケートを実施しました。これは新聞報道でも明らかになっていますから明確に言ってもいいと思うのですが、共同通信社がアンケートを行ったと。そのアンケートの結果を見ると、1,667自治体の首長から回答を得たわけでありまして。これは、最近の令和6年9月1日の新聞報道ですから、まだまだほやほやですよ。

この地方創生、68%、成果は不十分であったという結果が出ているのですよ。では洞爺湖町も当然このアンケートに答えたと思うのですが、成果は不十分であったのか、成果は十分に出たのか、その辺どちらでしょう。その分類をおっしゃっていただきたい。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） たしか共同通信、させていただいたと思います。成果不十分としてお答えさせていただいたとされているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 洞爺湖町も首長は成果は不十分であったと。それは全国的に本当に、68%が不十分であったと。確かに、後で触れていきますけれども、洞爺湖町の地方創生の取組、人口減少対策の効果はあったのかということ、今トッパーリーダーは不十分であったという結果ですから、どういう不十分さが出ておったのだろうか。幾ら交付金をもらって、あるいはまた一般財源を投資してでも、なかなか成果がないというのが実態であったのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 地方創生云々は別としましても、今様々な施策の中で、昨年までやはりコロナという影響もございましたが、やはり洞爺湖町、議員いつもご案内のとおり、観光と漁業と水産業という形でいくと、関係人口のほうがなかなか、上がっているところもあるのですけれども、そこは大きく変わってこない。それが定住移住につながってこない。さらには、先ほどございました出生率の関係で消滅云々というのは、やはり20歳から39歳の女性の出産ということも大きく影響しているのかなということで、やはりそういった点で、若

い女性がここに定着できるような施策が残念ながらできていないというのが今考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） その辺の今の答弁を聞いて、全く自分も自分なりの分析はその分析どおりだなと思っています。

少子化対策も当然自治体はやってきたと思うけれども、少子化が改善されたよと、否定的なパーセンテージは、79%が少子化対策をやったけれども全然効果が出なかったと、こういう全国の首長さんの結論ですよ。

それで、何を言いたいかというと、ではこれからこの町を背負っていく、あるいはまた、若い方々がこの町に居住してもらおうという、その地方にとって若者が、東京圏など、あるいはまた自治体の流出すれば当然社会減になるばかりでなく、子供を産む人も減り、そして自然減も進むと。

先日の監査で明らかになったのですが、令和5年度の自然減は157名ということをおっしゃるのですが、これだけ急激に、後で触れさせてもらいますけれども、自然減、亡くなる方が、自分は120名前後かなという推移を、ここ二、三年前の推移は、コロナ前ですが、そういう推移でいたのですが、実際に蓋を開けてみると、令和5年度に亡くなった方は157名という、こういう結果ですから、当然なこと人口減少がどんどんどんどん進んでいくのは理解できるのですが、そこで、そういう若者が流出しないような策を講じなければならぬと思うのですよね、施策を。若者が希望の持てる施策というのはどういうものなのだろうか。この洞爺湖町に居住していくのだという、そういう希望の持てる施策、政策はどういうものがあるのか、どのように考えているのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、若者等施策の中でいくと、やはり魅力あるまちづくりということで、例えば先般6番議員のほうからありましたアドベンチャートラベルですとか、そういった高付加価値のものということで、今朝の新聞に出ていましたけれども、洞爺湖温泉で1泊7万円という形で新しいホテルが12月にオープンするという新聞記事がございました。そういった面で、あと、地域おこし隊の子たちが卒業して、喫茶店、居酒屋、食堂をつくったりとか、そういう面でこの地域や洞爺湖温泉地区でいくと、観光を中心としたまちづくり、人で引き寄せられ、また、高台のほうも、先般農業の若手と話していると、戻ってきていると、スマート農業も併せて。水産業のほうはなかなか難しいところがございますが、外国人が担い手となってきているということで、やはりもう一度足元を見ながら、この地域の三つの特徴を生かしていくというのを、このまちづくりの中にも反映させて進めていきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今の答弁は、若者をできるだけ洞爺湖町に来ていただけたらとか、来ていただきたいとかという、そういう希望の持てる施策であるという、それはそれなりに、

今、種をまいて、いつの近い将来、芽が出て花が咲いてくれることを念じて、次の質問に入らせてもらいますけれども、日本創成会議の、増田寛也という元総務大臣であった人が座長で日本創成会議をなしているわけではありますが、この増田レポートは、若い女性が流出する自治体は将来消滅すると指摘しているのですね。

何度も言いますが、若い女性。若者ではないのですよ、若い女性が流出する。そして、若い女性というのは、先ほど冒頭申し上げたように、20歳から39歳までの女性の方々が流出することによって、将来この地域が消滅していくだろうと、こういうことであります。

大事なものは、洞爺湖町では当てはまらないのではないかなと思うのですが、どこかの町でも、全国的にも、結婚するとか出産をするということになったら奨励金を出しているところがある。洞爺湖町はどうでしょうか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 現在、洞爺湖町におきましては、結婚祝い金というのは支給しておりませんが、子供が生まれたときの出産祝い金として第1子は10万円、第2子は15万円、第3子は20万円を支給しております。そのほかに、おむつ支給ですとか、そういったところで子育て支援を充実させております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） そういう奨励は、それはそれなりに、そうすることによってこの町に若い方々が居住してくれるだろうという、そういう熱い思いでそういう施策を講じているのだろうと思うのだけれども、これは自分も議員をやっておりますから、その予算には結局賛成をしているわけですから、ここでああだこうだと言ってませんが、ただ問題は、出産をするとか結婚をするというのに奨励金を出せばいいだけではなくて、結婚したくてもできない、それから出産したいけれどもできないのだという、そういう人の障壁を取り除いていかなければならないのではないかな、こんな感じを受けるのですね。

そこで、伺っておきたいのですが、今、第2期まちづくりもあと1年半でありますけれども、今のトップリーダーはまだ約2年半ですから、どうだこうだということは言えません、自分も。ただ、どんな施策を考えて、若い方々がこの町に居住できるかって、さっき答弁したよといったら、それはそれで結構ですけども、やっぱりどうやったならば若い女性の方々がこの町に居住していただけるかという、そういうやっぱり将来展望、将来ビジョンというものを明確に打ち出して、一歩二歩前進できるような、そういうまちづくりを考えていかなければならないのではないかなと思うのですね。

そこで、やはりこれからいろいろと具体的なものに触れさせていただきましても、地域全体で子育てを支える仕組みはあるのかと、この町に。それから、地域社会を支える役場や観光、農協、漁協、そして医療、福祉施設など、あるいはまた商工会などが働き方改革を徹底することによって、この地域全体の空気の流れが変わってくるだろうと思うのですよ、私は。

ただただ働き方改革、人手不足だ云々とかってよく嘆くわけでありますけれども、実際に徹底したやっぱり働き方改革、どうやったなら若者が収入を多く得られるのかとか、そういう働き方改革というものは、各産業団体やら地域社会を支える役場あたりが、行政そのものが真剣に考えていかなければ、この問題というのはどんどんどんどん衰退していくばかりであります。

少子化の大きな要因は、時間の関係がありますから前に進みますが、いわゆる結婚数の減少などが、いわゆる少子化が大きく進んでいくのは、結婚するカップルが少なくなっている、ということでもあります。

そこで、若者が希望すれば安定した仕事を得る、安心して結婚、出産、子育てができるよう、例えば国とか自治体が、やはり施策を一層充実させるべきだと思っているのです。

トップリーダーね、先ほど効果は不十分であったと出したということです。それはそれで結構でしょう。しかし、それから脱却して上昇気流に乗せるような、どういう施策を今持っていますか、教えていただきたい。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからありました施策という点で、まず若い女性を定着させるとか、お仕事で広げていくということがいろいろありますけれども、もう一度考えてみますと、今この関係人口という点でいくと、今日仕事の関係で複数の自治体に居住する人ですとか、あるいはふるさとに愛着を持ちながら離れて都市で暮らす人、親の介護で二つの自治体を行き来するような方もいらっしゃいます。

そういったところで、私も札幌にいたときに親のに行ったり来たりしていましたが、やはり住民と自治体の関わり方というのは非常に多様になってきているというのがありまして、ですから、単線的な人口増を目指すということだけじゃなくて、今ご案内したような複合的なところで進めていかなければいけないと。

そういった点で、今、先ほどからお話しさせていただいている温泉地区ですとか洞爺地区、虻田地区のほうのやはり地域振興についても、そういった人たちも巻き込みながらやっていくということで、今回何とか社会増60、70になりましたけれども、あとはやはりこれから外国人の方たちとか、そういったところも組み入れながら、ただ単に安価な労働力ということではなくて、やはりきちんとした形で進めていければという形で、やはり人口増に対しては、いろんな多角的な形の視点から取り組んでいくべきだと思っておりますので、今後とも議員の知見をいただきたいと思えます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今言われるように、3地域がどう集約されていくのか、躍動されていくのかというのは、当然我々も自分自身も行政に参画している一員として、この三つの地域が公平平等に羽ばたけるような地域社会というものを建立していかなければならないというのは当然であります。

先ほど触れさせてもらいましたが、全国の特殊出生率は、2023年、去年で全国的に1.20で

すよ。東京都は都道府県の最下位ですね。あそこには随分、東京都には若い方々が非常に多いのではないのかというような、テレビなどを見ているとそう感じるのですが、東京都は都道府県最下位の0.99。

北海道はどうかというと、北海道は1.06で、今まで過去最低であります、過去最低。先ほど申し上げましたが、子供を産む中心となる年代、20歳から39歳までの方々が、生涯子供さん、赤ちゃんを産むであろうということが特生率ということに出てくるわけでありましたが、そこで伺います。

令和6年度、本年度の洞爺湖町の生まれる赤ちゃんの数は分かっていますけれども、課長、生まれる赤ちゃんの数、何名でしょう。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今年度は11名が生まれる予定となっております。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今年度生まれる赤ちゃんは11名ですよ、11名。そして、大体自然死、亡くなる方々が150前後というわけですから、どんどんどんと人口減少が進むのが当然でありますね。

時間の関係がありますから前に進めさせてもらいますが、この地方創生、そういうことでね、政府あたりも10年がたったということで、もう終わりを告げているのですよ。

これから、先ほど、まだこれから洞爺湖町は総括するのだろうかという思いで期待しておりますが、地方創生が残した課題は何かということをしっかり分析をして、いつの日か報告を願えればなと思います。

それから、その残した課題を、課題解決のためにどういう取組をやっていくのか。その取組の行方というものも、今日でなくて結構ですから、答弁しなくて結構ですから、後ほど、こういってこれからの少子化対策にも、結婚、出産等々にも、若い女性の方々がこの町に居住できるような対策を講じていきますよということをお教えいただければなと思います。

自分が思うのは、これから今までのように事業認可がされたならば、交付税に介入されて入ってくるというのは分かっているのですが、果たしてこれからも地方創生という、名前は変わるかも分からないけれども、入ってくるのかどうなのかということは、まだ当然閣議決定もされていません。

今、自民党総裁の選挙が始まっています。それから、野党第一党の立憲民主党の代表選も始まっていると。今、立候補されている方々は、みんな大体同じこと言っているのです。半分自分もほっとしているのですが、地方発展なくして日本の発展はないと言っているのです、皆さん。何とかそうであってほしい。したがって、地方を発展させていくためには、何といても国の地方に対するビジョンというものをしっかり持って、これから取り組んでいただければなと思っております。

今までのように、課長、現時点で交付税とか、あるいは交付金、交付税、それは見込まれるだろうか、どうか。現時点で結構です。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 先ほど、まち・ひと・しごとの関係で幾ら入ってきているのか、ちょっと今押さえていないというお話をさせてもらったのですけれども、これは普通交付税の中で措置されている額が該当になるものがあると思いますので、それはちょっと後ほど、10年間で幾ら、地方創生の関連で国から普通交付税で措置された額はお知らせしたいと思います。よろしくをお願いします。

今後の交付税の見込みですけれども、やはり交付税のベースは人口、国勢調査の人口ですから、今は8,000人ちょっとおりますけれども、来年、令和7年に国勢調査がありますので、国勢調査人口で今度は令和8年度から新たな国調人口で交付されるので、今後は下がっていくと思います、上がることはないと思います。

○議長（大西 智君） 課長、地方創生に対しての交付金で、普通交付税じゃなくて、それが今後あるかどうかという。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） すみません。国は地方に、その関係では今までどおり地方にも交付金、普通交付税として、その分、それに係る交付措置というのは引き続き継続されるものと思っています。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 継続をされるという見解ですよ。

そこで、実はこれも令和6年9月1日の某新聞ですけれども、いわゆる全国知事会が、地方創生や子ども・子育て政策に関する政府への提言を取りまとめた。地方の取組を後押しする安定的な財源確保が柱なのですね。だから、課長、まだそれはこうなりますとはっきり決まっていないのだよ、まだ。あなたは、随分今安心させるようなことを答弁してくれたけれども、実際にはそうでないので、これからも継続して、全国知事会が安定した財源を確保するようにつて、そういう柱であってほしいということで知事会がまとめて、いわゆる急速な人口減少に対する国への、危機意識が欠けているとして、国は欠けていると。国は、先ほどトプリーダーが言ったように、外国の人数のことを言ったけれども、大体国は日本の国の人口は8,000万人であつたら何とかということになっているのですよ、今、8,000万人。1億2,000万人ではない、8,000万人でいたら何とかこの国が維持できていくだろうと。

後ほどいろいろ触れさせてもらいますけれども、そこで知事会が人口戦略対策本部を設置したのですよ。そして、その知事会の提言は、妊娠や子育て環境の整備にとどまらず、当然経済や災害などの危機管理といった総合的な観点から、人口減対策を進める政府の司令塔組織をつくってくれと、国の中に。

今まで地方創生、地方創生と言っただけけれども、司令塔はなかったのですよ。だから、今度は知事会は、地方の財源を確保するためにも何とか司令塔をつくっていただきたいということで、この間、提言をまとめているわけでありませう。

それで、大事なことは、知事会が整理をされているのですが、自治体の財政力によって子育て環境に格差が生じないように、洞爺湖町は約1億円をもらいました、豊浦町は2億円も

らいました、壮瞥町は1億5,000万円もらいましたということじゃなくて、自治体の財政力によって、洞爺湖町の財政力によって子育て環境に格差が生じないように、全国一律でこれから新たな期待するところです。子ども医療費の助成を図ってくれと。今、洞爺湖町は高校生まで医療費無料ですよ。このことによってどれだけ財政が圧迫してきているかということは、どの自治体もやっぱり中学校から高校に延ばした。それで財政を圧迫している自治体とか非常に多くなってきている。そういうことのないような自治体への財源確保をお願いしたいということで知事会が申し上げているところでもあります。したがって、全国一律で子ども医療費助成、あるいはまた高校授業料無償化などに向けた地方財源確保を掲げて、今、知事会が取り組んでいるところでもあります。

それで、時間の関係もございますから、これから、これからの洞爺湖町のまちづくりについて触れさせてもらいたいと思うのですが、今、第2期洞爺湖町まちづくり総合計画が進んでおります。

先ほどから申し上げているように、この10年間の地方創生というものをしっかり総括した上で、どういうビジョンを持ちながら、どういう展望を持ちながらまちづくりを進めていくのかというのは極めて重要だと思うのですよ。

それで、この第2期まちづくりは、課長、自分は知っておりますけれども、第2期は何年から何年までですか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 第2期まちづくり総合計画は、2017年から2026年までの10年間の計画となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今、課長が述べたように、2017年から2026年の、あと1年半ですよ。1年半で第2期まちづくり総合計画が終わるわけでありまして。当然なことに第3期ということになっていくのでしょうけれども、何といたっても、そういう10年間の地方創生というものをしっかり総括をして、人口減少対策であるとか経済対策であるとか災害対策であるとか教育課題であるとか、いろんな課題が洞爺湖町には山積しているだろうと思うのです。そういったものをもっともっと前進させていくためには、この10年間の総括をしっかりとやって、その総括をこれからのまちづくりに反映をさせていくと、こういうスタンスでなければならぬと思うのですね。

時間の関係がありますから自分のほうから申し上げますが、いわゆるまちづくりの計画構成というのは、一つには、これは課長は分かっているのかな、お願いします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 一応第1章から第6章までから成っております、1章が定住を促す住みよい環境のまちづくり、それから、誇れる地域特性を活かしたまちづくり、三つ目に競争力のある地域に根ざした元気産業のまちづくり、四つ目に心豊かに子どもを育む

まちづくり、五つ目にやさしさあふれる健康福祉のまちづくり、そして、最後に六つ目として、人が輝きと賑わいを生み出すまちづくり、このような構成になっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 課長、先ほどまちづくりの計画構成とはと言ったはずなのですよ。

これは、一つには基本構想です、いわゆる将来像。まちづくりの計画構成は、一つには基本構想、二つ目は基本計画、三つ目は実施計画、これでまちづくりが進められていくのですよ。

自分は、大変失礼かと思うのですが、現在と言ったら、もう特にナンバーツーあたりは後でお叱りをしてくるのではないかなと思うのだけれども、将来像が見えないのさ、自分には。どういう町になっていくのだろうかなど。これがさっぱり自分には、申し訳ないが見えないのですよ。したがって、この将来像というものをしっかり打ち出していきたい。

それから、基本計画、これも施策の大綱ですがね、どういうことでどうやっていくのだと。それから、実施計画は事業内容であるとか、事業費を整理されたものであるわけでありませけれども、これで今、全国的にどこの町が注目されているかということ、島根県の邑南町ですよ。自分も事務局に頼んで見たのだけれども、この邑南町で、特別なことはあまり、あまりというよりも、失礼になるからあれだな、特別なことはあまりないのですよ。えっ、こういうのをやっているのというものはそんなにない。あるのは一つ。これは大綱ですよ。ここが大事なところ。これはどういうことかということ、行政、議会、住民、三者一体となって協働のまちづくりをしているのですよ、協働のまちづくり。三者一体となって、行政だけやるのではない、議会だけがやるのではない、住民も参加してやるのだから、多くの住民の方々が行政に参画して、三者一体となって協働のまちづくりを進めているのですね。

それで伺っておきたいなと思います。

6月末日現在で住民基本台帳からいくと、住民は何名でしょうか。そして、高齢者人口、65歳以上は何名か。そして、その人口に高齢者の比率、何名ですか。簡単に。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 直近で申し上げますと、8月末現在の人口が7,993人、このうち65歳以上が3,421人で、高齢化率は42.8%となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、課長、今、高齢者人口42.9%になっていますよね。北海道では何番目に値するのですか。これは出ていないのなら後で結構だ。今までは大体33番目前後であったのです、比率が、42%ぐらいということだとね。それはちょっと後で教えてください。

そして、何といっても先ほど島根県邑南町のことを申し上げましたが、どういうことを住民の方々に徹底をしているかということ、やっぱりその町の、洞爺湖町なら洞爺湖町の歳出額を明確にしていると。歳出額、このぐらいかかっているのですと。

例えば社会保障費はこのぐらいだと、そういう細かいものも必要でしょうけれども、大方歳出はこのぐらい、当初予算は大体77億円ぐらいなのだけれども、80億円ぐらいかかっているのですというようなことを、やっぱり住民に周知徹底をします。それは、これからの住民の方々が認識を深めて意識を向上させて、では、私たちもこの辺を辛抱するから、ここだけは行政にやってほしいよということが生まれてくるはずなのです。私たちもこの辺は辛抱すると、その代わり、これだけは何とかやっていただきたいと。

今、高齢者の方々に声として強くあるのは、公共交通ですよ。今、洞爺からこっちのほうへ来るのにデマンド交通が確立される。近い将来には虻田地区もなるでしょう、しなければならぬ。そういったことをやっていただければ、私たちはこういったところは我慢しますよと、こういうことになる。

これを徹底して島根県邑南町はやっているのですよ。これだけ借金があつて、こんなふうにかかっているのだから、皆さんもここだけは何とか勘弁してくれと。その代わり、これだけはしっかりと確立していくからということを経営者に徹底してやると。これが大事であつて、地方の在り方だとか、地域行政の在り方を、住民ももちろん、行政、議会も共有し合つて活路を見いだしていくと。

今、消滅団体、先ほど147と言いましたけれども、あとの32団体は消滅団体から脱却したのですよ、北海道の中でも。そういう自治体もあるのですから。ただ、だからといって、脱却したからといって人口減少は、減らないということではありませんけれども、とにかくみんなで頑張ろう頑張ろうといって、それこそ消滅団体から、可能性団体から脱却した北海道の32市町村があるということを経営、我々洞爺湖町民も洞爺湖町議会も行政も、しっかりと認識し合うことが大事ではないだろうかと思ひます。議員の方々に失礼かと思ひますけれども、議会もと申し上げましたけれども、失礼なら省いて結構です。そういうことをしっかりとやらなければならない。

それから、先ほど申し上げているように、住民参加型ですよ、何といつても住民参加型ね。そして、地域で稼ぐ力、いわゆる現在生まれている資源、現在のある資源をどう生かして羽ばたいていくのかと。このことも大事であつて、いわゆる協働力というのが重要なのですね、協働力。行政ばかりに任せるようでは駄目、住民だけにただやれやれと押しつけては駄目、みんなで汗を流しましょう、みんなで英知を出し合つて、知恵を出し合つてやっていこうじゃないかと言つたら、この洞爺湖町だつて、何年か先になったら脱却できますよ。そういうエネルギーをみんなで出し合つたら。

それを出さないままでいけば、もう2050年まで、2050年には自分もうとつくに上のほうに旅に出かけていますからね、いせんけれども、2050年まで消滅する自治体ですよという肩書しよつてまちづくりに参画したくないよね。脱却して、そして健全な財政状況をつくり上げて、そして、若い方々やら今の子供たちにバトンタッチをしていきたいというのが自分の思ひです。それでなければならないと思ひう。

今それでトップリーダーね、やっぱり人口減少によって、今のまちづくりのいろいろな課

題があるでしょう。時間の関係で、今回の議会でもいろいろな課題が出ていますけれども、骨格を見直さなければならない、骨格を。それで、何でもやろうやろう、何でもやってくれとか、こういう総花的なまちづくりの発想というのは浄化しなければならない。何でも住民に頼まれて、はい、やりましょう、やりましょう、何でもやってくれ、やってくれ、やるべきだということじゃなくて、やっぱり歳入と歳出に合ったような、言わばプライマリーバランスが正常化するような、そういう財政運営を図っていかなければ、先ほど言ったように、洞爺湖町というのが沈没してしまう。

でも、洞爺湖町民もそうだし、ここに出席されている方々もそうだけれども、総じて、やったる、沈没されてたまるかという方々だと思ってますよ。そういうエネルギーをどう出させるかというのは、あなたの責任でもあるし、みんなの責任を感じなければ。そういうことでお願い申し上げたいなと思います。

それで、参考に平成17年の国勢調査で、住民は1万1,343名いたのだ。そして、平成18年3月に旧虻田町と旧洞爺村が合併をしたのですよ。そして10年たった後に、どのぐらいの人数になったかという、平成27年の国勢調査で9,299人まで激減したのです。トータル2,044人減少したのです、合併して10年で。そして、現在は先ほど言いましたように7,000何ぼでしょう。そうすれば、おのずから約3,000何がしが合併してからも少なくなった。例を挙げると、豊浦町あたりの人口が全部消えてしまったというような町実態になっているのですね。

だから、そういうことで、先ほども大変失礼なことを申し上げたかも知りませぬけれども、地方交付税の見込額とか、どのぐらい入ってくるのかだとか、あるいはまた税收状況はどうなのだろうと、どのぐらい税收が入ってくるのだろうかなど、そういったものを考えながら、先ほど言ったように総花的な施策というものを浄化しなければならない、これは。やっぱり住民にも苦勞してもらいものは苦勞してもらい。その代わりに、ここだけは行政の責任として皆さん方の社会保障の一環である、皆さん方の足をしっかり守ってあげますよとかというような、そういうビジョン、展望が重要であるということを私は言いたいのですよ。そういうことを、しっかりと財政を見据えて打ち出してもらいたいなと思います。

それで、特に町の職員の方々にお願い申し上げたいと思うのは、今、日本国の法律、制度、幾らあると思いますか。誰かご存じある方いませんか。いないようですね。法律と制度は約3,000あるのです。この3,000を、自分のポジションの課だけでも、俺たちの関係するもの何だ何だって調べるだけでも大いに結構だと思うのですが、調べることによって必ず補助金に結びついてくるという気がするのですよ。それを今、全国の自治体が、もう一貫して職員の方々は目の色を変えて、事業に当てはまるような補助金制度はないのか、法律はないのかという、いわゆる争奪戦が始まっていますから、洞爺湖町も負けてはたまらないと思うのですよ。

この間、監査をやっても分かったのですが、若い方々って優秀ですよ。財政のほうも聞いても、いろいろな将来の町のことを聞いても、優秀な職員はたくさんいる、洞爺湖町には。これはトップリーダーね、誇りに思ったほうがいいですよ。立派な職員が我が町にいる

のだって。そういう若い方々を育てていって、日本の国の法律、制度を理解することによって、必ずや補助金に結びついてきます。そのことを徹底して、明日から職員に、あなた方の関係している事業を行うためにはどんな制度あるか調べてみろとか、法律を調べてみろといったら、一生懸命頑張りますよ。絶対に当てはまる制度があるはずですよ。今、先ほど申し上げましたように、全国で争奪戦が始まっている。

それと、やっぱりお互いに認識し合わなければならないと思うのですが、日本の国の借金というのは今幾らですか、課長。はい、分かりました。今、国の借金というのは1,297兆円余りですよ。それで、2024年5月6日現在で、国債発行額だけでも1,157兆1,009億円まであるんですよ、国の借金というのは。これは1,297兆円だけで、短期的資金繰りのために発行する政府短期証券も91兆4,993億円ほど入っている。それから借入金で48兆5,613億円が入っているのですが、課長、洞爺湖町の地方債、起債は今幾らですか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 令和5年度末の洞爺湖町の地方債の残高でございますけれども、84億3,200万円が地方債の残高でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 分かりました。

それで、洞爺湖町の借金も、それから何ととっても、なぜ国の借金を明確にしたかというのと、国の借金はコロナ対策で非常に借金が増えていったのですよ。それで、借金額を考えれば、国を頼りにばかりしてはいられないなど。国から交付税が来るべやって、だからそれを使ってまちづくりを進めるべやって、これは甘いですよ、これからは。それは相当に地方交付税というのは、当然国調のことも一つの大きな要因になるけれども、下がってくるのは目に見えている。

いかに税収を伸ばすか。いわゆるいかに経済対策を真剣にやって、今日もどなたかが質問されたように、各団体との連携を図りながら、どのように洞爺湖町の経済を伸ばしていくかと、伸ばすことによって税収に結びついてくる。税収に結びついてくるというのは、そこに財源が生まれるわけだから、希望する高齢者対策でも少子化対策でもできるようになるという気がするのですよ。

したがって、交付税ばかりを頼りにするのではなくて、やはり基幹産業を大きく飛躍させることによって税収を伸ばそうじゃないかというような努力と機運を盛り上げていかなければならない、かように考える次第でありますけれども、随分先ほどから自分一人で話したような気がするのだけれども、とにかくトップリーダーね、何度も失礼なことを言うけれども、何回も言いますよ、これから。ビジョンが欠落しているのだって。

今のトップリーダーの時期は、これを絶対に誰が何と言っても俺はやるのだと、やることによって、今、種をまいたのが何年か後に芽が出て花が咲いてくるから、これは何ととってもやるのだというような、そういう力強いビジョン、展望がなければならない。これが悪いけれども欠落している部分だと思っている。ナンバーツーも気分が悪いかも分からないけれ

どもね、そういうことをしっかりと、やっぱりみんなで考えながら、これからの洞爺湖町を背負っていってもらいたいなど。

今日の新聞に、洞爺湖町の某写真家が、洞爺湖の知名度がまだまだ薄い、低下すると。これを見てね、えっ、そうなのだって、自分はアメリカもどこも行ったことがないから、やっぱり海外でも洞爺湖というのはまだまだ知名度が低いということのいい報告ですよ。もっともっと洞爺湖町、これだけ景勝地ですばらしい景観があるのに、これを打っていかないということはないし、昨日もまた質問あったようだけれども、やっぱり外で楽しむアドベンチャーなんかも積極的にやることによって、もっともっと外国にもPRされていくのではないのでしょうか。そういったことをみんなと会ってやるべきだと思うので、それで答弁してください。

実情に合った、洞爺湖町なら洞爺湖町の実情、環境に合った、やっぱり広域連携というものを、私は積極的に考えていくべきだと。自分が議員になったとき、広域行政、広域行政って全部当時の首長と議論したのですが、やっぱりこれからは、この町で同じものを建設するとか、同じものを永久に維持していくという時代はもう遅い、そういう発想は。やっぱり少なからずや隣接の自治体と連携を取ってやっていくと。だから、自分は小中一貫校ってすぐ賛成しましたよ。自分が聞かないで、小中一貫校賛成ですよと。そういう時代なのです。

先ほど申し上げました、赤ちゃんも今年度は11名より生まれませんよ。そうすると、今、建設計画しておる保育所の建設も、規模的に今の規模でいいのかどうなのか。それから、今三つある保育所が本当に三つでいいのかどうなのかは、これを考えていかなければならない課題ではないのかと。保育行政というものをもう一度見直す必要があるのではないのか。ただ、洞爺地区というのは離れているところですから、ある程度洞爺地区にも公共施設というものを共存して置かなければ、やっぱり吸収合併と思われなような、そういうやっぱり今までの歴代の首長は、洞爺地区の方々にはいろいろと夢と希望を与えるような施策を講じてきているわけですから、それはそれとしてね、本当に保育所の三つというのはどうなのよって。学校だってどうなのよと。ちょっと待ってよって、よそでやっているようなスクールバス制度だってあるべやだとかって。そういったものを、あと何年先、かん年先って言わないで、即やっぱり協議に入っていかなければ駄目ですよ。遅れる。

他町村から遅れるのではなくて、洞爺湖町がどんどんと進んで、リーダー格を持って、この地域を主導するような、広域を主導するような、そういう町になってほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） まずは、越前谷議員、ありがとうございます。非常にエールと感じているところでございます。

まずはプライマリーバランスの可視化、そして、また行政、議会、住民、三者一体となって選択と集中というお考えであると思います。私も全く同感であります。

今ご質問いただきました広域連携についてでございますが、まずは観光面では登別洞爺広

域観光圏、そしてまた、ごみ処理については広域のごみ処理のところがございます。先ほど、10番議員からございました行政事務組合の消防等もありますし、今動いているのは230ということで、後志とやはり洞爺湖、豊浦を入れたそういったところと合わせて、また昨日の災害の形でいきますと、備蓄についてもやはりこの洞爺湖町と西胆振だけではなく、広範囲にわたっての広域ということもありますので、様々な広域連携、やはり住民が縮小していく中で、やはり広域連携ということが非常に大事になってくると思います。その点は、様々な形で議会にご提案しながらさせていただきたいと思います。

学校の統廃合云々については、またいろいろ審議会の関係もございますので、まずは今、議員おっしゃったような形で、時間軸をしっかり持って進めろというエールでございますので、その点重々發揮していきながら進めてまいりたいと思います。

今後とも、貴重なご助言をいただければと思います。ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 最後にね、これはできるだけ自分も議会運営委員会でしっかり協力したいなと思ってます。4時過ぎましたから。

先日7月に、某ホテルで叙勲をいただいたということで祝賀会をやっています、そのときに、ある方が、鯨とエビと言う。鯨とエビということで、これからの人口減少課題というのは、全国そのものが全部だから、そこへ来て先ほど言ったように、補助金の分捕り合戦で、終わってみると人口の奪い合いだけで終わったような地方創生であってはならない。人口を増やそう増やそうといっても、いないのだから無理なのですよ。

それで、自分の町でできることは、精いっぱいこの町を活性化するように努力をしたほうがよろしいでしょうねというような挨拶をいただいて、自分は拍手喝采でしたよ、心の中で、本当に感銘を受けた。やっぱりあの発想というのが、やっぱりこれから大きなものに、輝かしいものだけに飛びつくのではなくて、どんなに小さなものでも、ここの洞爺湖町の資源だよな、これが基礎だよなと思うものは生かしていくような、花を咲かせていくような努力というのがみんな必要ではないだろうか。

先ほどから例を挙げて申し上げましたけれども、住民にも努力をしてもらうものは努力するというのは、自分は早期健全化団体に転落したときに、やっぱり当然の首長というのは、職員の給料を下げた、議員の給料も下げた。住民にも、やってあげたいことも我慢してくれとお願いした。この理念ですよ、今やらなければならないのは。

したがって、住民の方々にも苦勞をかけるけれども、2年先、3年先はこのようなことになるから何とか我慢してくれと言ったら、住民だって、我慢しましょうということになるはずだ。そういう方々が、この洞爺湖町に共存してますよ。

それと併せて、今は全国的に共生社会と言われているけれども、この共生社会、やっぱり外国人だって、今日、昼休み自分も黙って耳を澄まして聞くと、虻田神社のおみこし担ぐのにも人がいなくて、外国人が36名だかになって担いで上げてくれたって。こういう、それこそ外国人とも高齢者とも、どんなに生活困窮者であってでも、一体となって共生する社会を

つくり上げていけば、絶対にこの洞爺湖町は、環境的にいい町だけに、消滅団体から脱却できる。そういう気持ちでいるわけでありますから、ぜひ首長、ナンバーツー、先頭に立って、これからぜひ洞爺湖町を盛り上げていただきたいということを切に申し上げて、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、9番、越前谷議員の質問を終わります。

一般質問は、これで終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時07分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員